令和6年 第4回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

令和6年12月3日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 11人

		2 番	武 尾 哲 治	3 番	吉 田 功
4 番	中津川 定 雄	5 番	秋田谷 光 彦	6 番	古 谷 星工人
7 番	平 野 由里子	8 番	田 代 実	9 番	井 上 栄 一
1 0 番	南雲まさ子	1 1 番	飯 田 一	1 2 番	寺 嶋 正

2. 欠席議員 1人

1 番 北 村 和 士

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	野崎智	会計管理者兼出納室長	中津川 文 子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早 野 政 弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税務課長	山 岸 裕 子
町民課長兼寄出張所長	堀 谷 恵 子	福祉課長	宮 根 正 行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	渋 谷 好 人
教 育 課 長	椎野晃一		

4. 出席した議会事務局書記 2人

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 町長の行政報告

日程第 4 議長の諸般報告

日程第 5 一般質問

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。空気がさえて富士山が一層美しく見える季節 になってまいりました。議員各位におかれましては、ますます御健勝のことと お喜び申し上げます。

さて、去る11月26日、松田町告示第85号により令和6年第4回松田町議会定例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集いただき、ここに本定例会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

ICTを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持ち込み、議事に関する事項での使用を試験的に許可しておりますので、 御理解ください。

なお、議会事務局より録音、パソコン使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御承知おき願います。

報告いたします。北村議員より体調不良のため遅刻の旨、連絡がありました ので、報告いたします。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れございませんか。

(「なし」の声あり)

なしとのお声です。配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中11名であります。よって、

地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和6年第4 回松田町議会定例会の開会を宣します。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。 8番 田代実君、9番 井上栄一君の両名にお願いいたします。

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る11月28日に議会運営委員会が開催 されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長、 飯田一君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和6年第4回松田町議会定例会の招集に当たり、11月28日、午前11時30分より役場4階大会議室におきまして、委員6名中6名全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日12月3日から6日までの4日間といたします。

次に、審議内容について申し上げます。本会議1日目の12月3日は、日程第 1「会議録署名議員の指名について」から日程第5「一般質問」受付番号第7 号までを行います。

本会議2日目の4日は、一般質問の残り、受付番号第8号から第10号を行い、 休憩中に議会全員協議会を開催した後、本会議を開催し、日程第6「議案第53 号」から日程第13「議案第60号」までを行います。このうち議案第53号松田町 寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例は、総務文教常任委員会に 付託して審査を行います。議案第54号松田町地区整備計画の区域内における建 築物の制限に関する条例、議案第57号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会に付託して審査を 行います。議案第55号、議案第56号、議案第58号から議案第60号は即決でお願 いします。 5日は委員会活動日としますので、各委員長の指示でお願いします。委員会 には必要に応じて職員をお呼びする場合がありますので、待機をお願いします。

本会議最終日の12月6日は、午前中委員会の時間を設けておりますので、委員長の指示でお願いします。終了後に本会議を開催します。委員会へ付託した議案等についての委員会報告がなされると思いますので、当日配付される日程に追加します。休憩中に議会全員協議会を開催した後、本会議を開催し、日程第14「議案第61号」から日程第18「同意第10号」まで即決でお願いします。日程第19「選挙第3号」及び日程第20「選挙第4号」は、選挙方法に基づいて行ってください。続いて、日程第21「各種委員会委員等の諸般報告」から日程第23「議員派遣について」を行い、閉会といたします。

なお、本会議は定例会でありますので、会期中に追加議案などが提出された 場合は審議をお願いいたします。

陳情については、8件提出されております。議会運営委員会で審査した結果、 机上配付とさせていただきましたので、御覧ください。

以上で議会運営委員会報告を終了いたしますが、不明な点がございましたら 私のほかにも委員がおりますので、補足説明をお許し願いたいと思います。

議 長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長の報告ど おりに決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和6年第4回松田町議会定例会の会期は、 本日12月3日から12月6日までの4日間と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆さん、改めましておはようございます。議長のお許しを頂きましたので、 行政報告をさせていただきます。

> 早いもので、1年を締めくくる季節となり、いよいよ冬らしい寒さを感じる 今日この頃でございますが、議員各位におかれましてはますますの御健勝のこ とと、心からお喜びを申し上げます。

さて、去る11月26日に令和6年第4回松田町議会定例会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用な中、議員多数の御出席を賜り、ここに本定例会が開催されますことを、まずもって厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、行政報告につきましては、日を追って詳細を報告させていただく ところではございますが、内容が多過ぎますので、さきにお配りさせていただ いている公務報告書にて一部割愛させていただき、主な行事などについてのみ 御報告させていただきますことを御了承のほどよろしくお願いをいたします。

初めに、松田幼稚園と寄幼稚園による2園合同運動会が10月5日に行われ、10月12日には松田さくら保育園運動会、19日に松田小学校の体育発表会が開催されました。松田・寄幼稚園、松田さくら保育園の園児並びに松田小学校の児童たちが元気いっぱいに体を動かし、楽しんでいました。子供たちが各種目に臨む真剣な姿や喜ぶ笑顔を見ていますと、我々大人の責任の重さを改めて感じた次第でございます。

次に、10月10日に災害時における飲料水などの供給及び輸送に関する協定を 富士忍野名水株式会社さんと、及び富嶽通運株式会社さんとの3者協定の締結 を行いました。今後も災害時はもちろん、平時より強力な関係の構築を進めて まいります。

10月14日に松田中学校体育館を中心に開催されました第17回スポーツフェスティバルにおきましては、延べ約150人の御参加をいただき、健康ウオーキングや綱引き、子供向けのゲームなど幅広い年代で盛り上がることができました。今後もスポーツを通じた世代間交流により、町民のつながりを図ってまいります。

次に、10月19日に寄地区、26日には松田地区において、町猟友会の皆様方の御協力により有害鳥獣被害対策や地域の活性化につなげるハンター塾として、わな猟体験や鹿肉解体体験会などが開催されました。わな猟体験会には34名や、解体体験会には42名の御参加をいただきました。引き続きこのようなハンター育成事業による各種体験会を通じて、新たなハンターの掘り起こしや育成並び

に狩猟免許取得者を増やすことで、地域農産物などの農業被害を減らすよう取り組んでまいります。

次に、10月26日に生涯学習センター大ホールをはじめ、青空広場や展示ホールなどにおいて、令和6年度松田町文化祭を開催いたしました。今年は町内の園児や児童、生徒、各種団体の方々による作品展示や舞台発表などを行い、日頃の活動の成果が発表され、約350人の御来場者を楽しませていただきました。引き続き様々な事業展開を図り、町への愛着を高めていただくとともに、生涯学習センター施設の利用促進を図ってまいります。

続きまして、11月4日には丹沢大山クリーンキャンペーンが開催され、ボランティア等の13団体、約90名の方が丹沢・大山山系の中津川河川内のごみ拾い等、清掃に御協力をいただきました。集まったごみは約140キロ、昨年は70キロでございました。今年は多かったということですね。引き続き町民の皆様方の環境美化意識の向上を図るため、自治会、各種団体、企業、ボランティア等との連携による地域ぐるみの環境美化を進めてまいります。

11月19日には、元プロ野球選手3名の方を講師に迎え、小学生から中学生の野球チームの選手たち65名が集まり、投球動作や守備の基本、バッティングでのタイミングのとり方、さらに練習後には野球人生での様々な経験やエピソードなとのお話しをいただきました。参加された子供たちにおいては、貴重な経験と夢に向かって進む今後の力になったと感じました。

次に、11月10日、第25回まつだ産業観光まつりとして、JR松田駅北口広場周辺にて、本町の農業・商業・工業等の出店と大名行列、神輿などによるパレードが開催され、多くの人々が訪れました。松田町と姉妹町である横芝光町からは、毎年好評となっております特産の光ネギなどを数多くお持ちいただきました。例年どおり買い求める方々が多く、予想どおりの長蛇の列ができ、午前中に完売するなど好評でありました。今年は長野県千曲市から特産のリンゴをお持ちいただきましたが、8年ぶりでもあるということでしたので、今年は300箱と、少し控えめであったことから、来年はさらに多くのリンゴを持っていただくようにお願いしたところでございます。

横芝光町とは昭和43年12月1日に姉妹町として旧光町と姉妹町の提携を結んで以降、今まで姉妹町としてお互いの繁栄を願い、様々な分野で友好と親善を引き続き深めてまいります。

また、長野県千曲市については、令和6年4月4日に災害時相互応援協定を 結び、町民の安心・安全のまちづくりの推進及び様々な地域資源を活用した経 済交流などを含め、自治体間交流の連携強化を図ってまいります。

続きまして、11月17日には、横芝光町の産業まつりに町の関係者の皆様方とともに伺いました。町よりお持ちいたしました700キロの早稲ミカンが午前11時には完売するなど、好評を博しましたので、来年度は少し多めにお持ちしたいというふうに考えております。また、寄自然休養村養魚組合のアユやサクラマスの塩焼き、並びにサクラマスの燻製なども毎年人気を呼び、大盛況のうち終了したところでございます。

次に、11月24日、松田町社会福祉協議会主催の松田町健康福祉センターまつりが開催されました。今年は焼きそばやたい焼きなどの販売、限定ヒノキ風呂での入浴、eスポーツ体験のほか、多くの催しを実施していただき、約600人の方々にお越しいただきました。引き続き福祉活動、センターの周知、福祉の輪づくりを目的に取り組んでまいります。

12月1日には、令和6年度町防災訓練を全町民対象に、神奈川シェイクアウト訓練を実施し、町職員については地震に伴う実働訓練として、道路・上下水道等重要施設の被害状況確認訓練、松田小学校及び生涯学習センターでの避難所開設、寄地区孤立化対策訓練などを実施いたしました。今回の防災訓練において気づいた課題や、その対応方法等については、検証結果に基づき対策並びに準備を整えてまいります。

続いて、24万球のイルミネーションによる第22回まつだきらきらフェスタを 11月30日からスタートさせ、本年は12月29日まで開催をいたします。12月12日 までは土・日に限定し、12月13から29までは毎日実施していく予定でございま す。来年の1月12日に二十歳の集いをお祝いしまして再点灯させる予定でもご ざいます。毎年人気が高まるこのきらきらフェスタですが、議員各位におかれ ましては御多用のところ誠に恐縮とは存じますが、ぜひ来場くださり、本年最 後のイベントを見て、感じ取ってくださりますよう御案内申し上げます。

最後に、今年の新春イベントであります第13回寄ロウバイまつりにつきましては、1月18日から2月の16日まで開催、また桜まつりにつきましては2月の8日から3月9日までの30日間開催する予定です。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

それでは、本日の定例会に付議いたしました案件について述べさせていただきます。議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例につきましては、寄地域の貴重な財産である旧寄中学校の位置づけを明確化し、利活用を推進するとともに、民間事業者の有するノウハウをより効果的・効率的に活用するための条例を定めるため提案するものでございます。

議案第54号松田町地区整備計画の区域内における建築物の制限に関する条例につきましては、建築基準法の規定に基づき、松田町地区整備計画の区域内における建築物に関する制限を定め、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため提案するものでございます。

議案第55号松田町税条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年度 税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案す るものでございます。

議案第56号松田町包括支援センターの包括的支援業務を実施するために必要なものに関する基準を定める条例及び松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第57号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、利用に供するに当たり、施設に即した料金体系に改め、施設の維持管理及び整備に要する財源を確保するとともに、スポーツツ

ーリズムの推進に図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第58号足柄上衛生組合規約の変更については、共同処理事務の内容に新たに新ごみ処理施設に関する業務を追加することについて、地方自治法の規定に基づき、組合構成団体の議会の議決を得る必要があるため提案するものでございます。

議案第59号令和6年度松田町一般会計補正予算(第6号)につきましては、 寄附金や町債の増額、小児医療費や個別予防接種委託料、寄ロウバイ園施設経 費などに伴う補正となります。

議案第60号令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、新型コロナウイルス感染症予防接種の実施に関する医薬品などに伴う補正となります。

議案第61号松田町名誉町民の推挙については、町政の発展に顕著な貢献をされた功績と栄誉をたたえ、松田町名誉町民条例に規定された名誉町民の称号を贈るため、本定例会に提案するものでございます。

次に、同意第7号監査委員の選任につきましては、一身上の都合により令和6年12月31日をもって退任するため、本定例に同意として上程するものでございます。

同意第8号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、1名の委員の任期が令和6年12月14日で満了するため、本定例会に同意として上程するものでございます。

同意第9号人権擁護委員の推薦については、1名の委員の任期が令和7年3 月31日で満了するため、本定例会に同意として上程するものでございます。

同意第10号教育委員会委員の任命については、1名の委員の任期が令和6年 12月17日で満了するため、本定例会に同意として上程するものでございます。

今回提案させていただく各案件につきましては、議事の進行に伴い、私をは じめ副町長、教育長、所管の課長等より御説明を申し上げますので、よろしく 御審議の上、御決議賜りますよう、よろしくお願いいたします。 今年も残りわずかというふうになりました。行政運営につきましても、議会の皆様方に御理解と御協力をもちまして進めさせていただいたこと、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。新たな年におきましても、変わらぬ御支援をお願いするとともに、議員各位の皆様方がですね、健康でよき年を迎えますことを心から御祈念申し上げて、私からの行政報告とさせていただきます。本日からの定例会、何とぞよろしくお願いいたします。

日程第4「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は、令和6年第3回議会定例会最終日より本定例会までの報告事項 について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって 報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ご ざいませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わります。

一般質問に入る前に、事務局は録画の準備をお願いします。

議 長 日程第5「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

12番 寺 嶋 おはようございます。それでは、一般質問を行わせていただきます。受付番 号第1号、質問議員、12番 寺嶋正。件名、オンデマンドバスの運行と水道施 設の耐震化について。

要旨。1、AIオンデマンドバス「のるーと足柄」の運賃改定及び運行体制の変更について、11月からの実施開始日が延期になりましたが、運輸局の許可はいつ頃おりるのですか。もうおりておりますね。現在の利用状況と、持続可能な交通サービスとなるように、会員を増やすことなど、今後の運行や料金の見直しに関する対策と方針について伺います。

2、国土交通省は、能登半島地震を受けての緊急調査で、災害拠点へつながる水道管路等の耐震化は全国で15%にとどまっていると公表。能登における被

災地の一部では、水道施設の断水が長期化しています。本町における水道施設 の耐震化の進捗状況と耐震化計画などについてお伺いします。

町

長

それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。1つ目のAIオンデマンドバスの運賃改定及び運行体制の変更につきましては、令和5年10月から約7か月間運行してきた実績をもとに、令和6年5月に行われました町地域公共交通会議にて運行体制の協議を行い、料金改定につきましては町運賃協議会での協議を得て国へ申請を行い、11月26日に運輸局からの許可を頂きましたので、12月1日より運賃変更での運用を開始したところでございます。なお、変更内容の周知につきましては、11月19日以降、スマホのアプリや町LINE及びホームページなどで随時周知を行っているところでもございます。

次に、今後の運行や料金の見直しに関する対策と方針についてでございますが、令和7年度末までの残り約16か月間が実証実験の運行期間となりますので、毎月の運行状況から得た課題について対応を行い、本町に合った持続可能な公共交通サービスのスタイルを確立してまいりたいというふうに考えております。

本事業について改めて申し上げますと、国のルールに基づく事業として、路線バスを補完しながら、これまでサービスが行き届かなかった地域や時間帯をカバーし、またタクシーのようにドア・ツー・ドアというわけにはいきませんが、町内等に乗降場所を多く設置して、利用者の自宅近くにて乗り降りができるようにするバスとタクシーの間として、利用される方々の利便性の向上を図る事業でもございます。

現在の乗車回数について申し上げますと、令和6年10月末現在まで、12か月間の合計2万7,687回、スタートからの1日1台当たりの利用平均回数につきましては、令和5年11月から令和6年5月までの7か月間では4台運行について1台当たり平均19回、6月から10月までの5か月間では1台を減らして3台運行にて1台平均24.9回となっている状況でございます。法人では、令和6年度の目標数字を1日1台当たり利用平均回数を約80回まで増やすということを掲げておりますので、ほど遠い状況でもあります。

令和6年度においては、1年目の結果を踏まえた上で、持続可能な事業とな

ることを目指し、運行計画や乗車運賃などについて、実情に合わせて改定する とともに、町民ニーズを踏まえた利便性の向上並びに持続的な運行に向け、今 後は3か月ごとに運賃の見直しや車両の台数及びバス停等の再検討を行ってま いります。

今は利用されていない方であっても、5年後、10年後には必要となる方々の ためにも、継続していかなければならない事業と考えておりますが、現在の利 用状況が改善されないままでは継続が非常に困難な状況でございますので、実 証運行期間が終了した令和8年度以降、自立・自走した形で運行が展開できる よう、とにかく多くの方々に乗っていただき、育んでいただくよう、ことにて 持続可能な事業として成り立ちますので、引き続き御支援のほど、よろしくお 願いをいたします。

続きまして、2つ目の御質問にお答えをいたします。能登半島地震における 復旧の長期化を背景として実施されましたこのたびの国の緊急点検における耐 震化率15%とは、地域防災計画等に定められた避難所や医療機関等の災害拠点 に限定し、そこに接続する管路やポンプ場を対象として、上・下水道ともに耐 震化されている全国の割合となっております。

同様なルールに基づき、松田町の状況について申し上げますと、上・下水道 の両方が耐震化されている箇所はまだなく、耐震化率は0%となっております。

その理由を申し上げますと、上水道事業におきましては現在の管路等が耐用 年数50年に達していないことや、寄簡易水道事業においては経営基盤の弱さを 背景に、耐震化を進められなかった経緯がございます。また、下水道事業にお きましても、管路等が耐用年数に達していないため、耐震化が図れていない状 況でございます。

耐震化の方向性につきましては、上下水道事業の管路につきましては令和11 年度頃から耐用年数を迎え、避難所や病院など重要な拠点につながる主要管路 を優先的に耐震化をしていく予定でございます。

国も下水道事業は令和7年度までに耐震化計画策定の要請があるなど、先行 して市町村に求めてきております。本来ならば町の上下水事業と寄簡易水道事 業においては、安定した経営を行うため、それぞれの必要に応じた対応を行うべき時期を迎えているところでございますが、今年度から水道の所管も国土交通省に移管されたことで、上下水道の一体での耐震化等基盤強化が打ち出され、これまで上水道において活用できなかった支援制度なども見直しされるとの情報もありますので、本町においてもこれらの情報を注視し、適切なタイミングで耐震化計画の策定や耐震化整備を行ってまいりたいとも考えております。

今後は支援制度が拡充されましても、自己財源の確保は必要不可欠な状況でありますので、安定した事業経営と安心・安全に寄与する計画的な整備を実現することを目的とした審議会等からの御意見を賜った上で、施設の更新計画や耐震化計画に基づき、安全性を高めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

12番 寺 嶋 再質問を行わせていただきます。まず、最初1点目ですけども、オンデマン ドバスの運賃改定及び運行体制の変更について、確認を含めてね、お尋ねをい たします。

運賃について、1回につきは大人がエリア内で500円、エリアをまたぐと300円プラスで800円になるということなどあります。町民割も100円ありますけども。あと、定額制パスポートが大人が1か月分で換算すると7,200円、シルバーの方は5,600円などになります。なるということですね。

それから、特に伺いたいのは、運行エリアについて、現在松田町内、大井町まで走っておりますけども、12月から新たに開成町内にもミーティングポイントを設置するということになっていますけども、開成町はロピアとかも含めて何か所増えたのでしょうか。それから場所もですね、こういったお尋ねします。

あとは運行時間については、平日・土曜日が午前7時から午後9時、日曜日・祝日が午前8時から午後8時という状況になるようですけども、この辺の確認と、新たなミーティングポイントについてお伺いをします。

参事兼政策推進課長

寺嶋議員の御質問にお答えをさせていただきます。12月からですね、開成町にエリアを拡充し、収支状況も踏まえてですね、見直しをしていくところでございます。開成町につきましては、10か所になります。現在10か所のポイント

を設置している状況でございます。マックスバリュー開成店、吉田島高等学校前ですね、開成町福祉会館、足柄瀬戸屋敷、開成水辺公園、そしてロピア開成店、そして西松屋、子供の用品を売っているようなところ。あとはサウステラス、南小学校、開成南小学校の前にあるサウステラスという場所を一部置いております。それとマックスバリュー駅前店、中家村の公園の駐車場ですね。を現在ポイントも設置して取り組んでいるところでございます。

そして、先ほどの時間帯ですね。時間帯につきましては、寺嶋議員のおっしゃるとおりですね、平日・土曜日につきましては7時から9時、午後の9時、日曜日・祝日につきましては午前8時から午後の8時。平日の…平日と土曜日につきましては、松田から寄間の定時、定路をですね、朝7時から8時の間、そして夜の8時から9時の間で運行をしている状況でございます。以上です。

12番 寺 嶋

では次にですね、利用状況ということで、先ほど回答がありましたけども、この昨年から今年10月まで、1年間で約2万7,000…2万8,000弱ね、の利用者というか、回数がありました。それで、6月から10月まで3台運行で、5か月間では1台当たりね、24.9回ということですけども、そうしますとこういう状況ではですね、なかなか持続可能ということじゃなくて、持続はできないというのが現状だと思うんですけども、当初予定していた見込み数より相当ね、少ないわけですよね。最近…わけですよね。それから、最近、町広報では協働まちづくりアンケート結果で主に多かった声ということで、町にスーパーがないので不便だということとかね、車が使えなくなったときの移動手段、移動方法が不安だということで、これは今後こういう高齢化も踏まえてね、やっぱり需要はね、あると思うんですけども、公共交通にも出されておると思うんですがね、この今後のですね、今後のオンデマンドバス利用者数の見込みについて、どのようになっているのか。あと、町の考え方はどうなのかについてお伺いをいたします。特に6、7、8年度ぐらいまでの推計をですね、できましたらお知らせ、お伺いをいたします。

参事兼政策推進課長

それでは、寺嶋議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、令和5年度ですね。収支率を見ますと、全体の3%ですね。登録者数、利用者数、収

入など見ますと、収支率については3%の状況でございました。10月の現在ですね、令和6年10月、まだ料金改定見直す前の状況で見ますと、登録者数がですね、延べ1,811人、10月の1か月ですね。利用者数につきましては、2,436人という状況でございます。収入を見ますと、約48万円がこの月の状況です。運行コストが約500万円ぐらいと、9月より減額をしておるんですけども、そこで収支比率は9.6%まで上がっている状況でございます。ただしですね、この9.6%におきましてはですね、非常に厳しいという状況にもなっている。ただ、確実には上向きを見ている状況でございます。

料金改定をここ、した場合の推計もしております。これらの10月の利用状況を踏まえながら料金改定をした場合の収支見込みが約25%までを見込んでいくところでございます。こうしたものを踏まえながらですね、実証実験を今後、先ほども言ったとおりですね、残りの数十か月やっていくことになるんですけども、その中でもですね、利用状況や利用の運賃なども、3か月当たりの見直しを検討していくということで先ほど回答させていただきました。状況によってはですね、利用者数があまり伸びない場合につきましてはですね、もちろん法人の営業活動も今後進めていく状況ではございますので、それら踏まえた上で改めて検討していくということで努めていきたいと考えております。

その中でですね、料金の改定と併せてですね、法人のほうの営業活動もやっていくというふうになっております。主なものにつきましてはですね、ワークショップなどの来場者向けのですね、送迎需要のある企業、あるいは法人パスの営業、また福祉センターまつりやヤオマサさんにいろんなポスターを貼ったりですね、掲載の負荷をかけるということと、クラウドファンディング型のふるさと納税を推進するということ。また、定額制のパスポート以外の利用者アップのためにですね、車両の広告収入増の営業活動にも強化をするというところで今後もですね、取り組んでいくという方針で、この事業を進めていきたいというふうには考えております。以上です。

12番 寺 嶋 およそ利用者を増やす、それからPR活動ということで、おおよそ分かりま したけども。ただね、10月…12月から利用料金等を見直して値上げ…値上げと いうかね、見直したことで、パスポート会員というのはそんなにこれからは増えないんじゃないかなと思うんですけども。今のね、状況の置かれた中で、今後そんなに伸びないということでなった場合ですね、令和7年度まではね、実証実験がありますけども、実証実験は利用者数が少ない、それから採算がとれないという場合でも、続けられていくのかなと思います。それから、本格…令和8年度かな、3年弱の実証実験を得て、本格運行にする場合ですよ、そういうことが場合、見直し等も含めて今後ね、今、官民連携で民間、足柄オンデマンドがね、運行の管理をしていますけども、本格運行に向けてね、もし民間がそういうことで引き受け手がないということになれば、直営も視野に入れた形でね、本格運行をする必要があると思うんですけども、その辺の今後の長期の考え方についてお伺いをいたします。町長、いかがですかね。

町

御指名いただきましたので、私のほうから。おっしゃるとおりに、手法はた くさんあるかというふうに認識しています。なるべくならばですね、直営では なくて、民間の会社さんにお願いをしたいというふうに思ってますので、それ でもなかなかやってくれない場合は、継続していくためには直営というのも考 えなきゃいけないと思いますけども、第1番目にはやはり、この会社さんがな くなったにしても、ほかの民間の会社さんにお願いをしたいというふうにも考 えています。その選択肢の中にはタクシー事業者さんもあれば、今やっていた だいているバス会社さんもあったりとか、それとか、それでも駄目ならまたほ かの既存の団体さんにお願いするとかいうようなこともありますし、というふ うな一つ一つ当たってみてですね、駄目な場合にはやっぱり直営も考えなきゃ いけないかなと。ただ、直営になった場合には、なかなかそれが専門で職員を やっぱり雇ってはいないので、非常に何か、要はお金の話しちゃって申し訳な いけど、資金的なというかね、財源的なところが結構きつくなるのかなという 心配もありますので、なるべく民間の方々の知恵を頂いて、活力の中で運営で きるような方法を目指してはまいりたいとは考えていますが、セーフティーネ ット的にはそこはあり得るかなと思います。以上です。

12番 寺 嶋 今ね、先ほどるる述べましたけども、なかなか利用者が、10月末でも、時点

でも広報に載ってますが、10月末時点の登録者数が約1,800人、それから10月の月間利用者数が2,400人、1日当たり利用者数が80人で、3台で80人だよね、これ。ですから、目標としては1台当たり60人以上、60回か。60回以上の利用がないと収支のバランスがとれないんじゃないかなと思いますけども。この利用者…利用者がね、伸びない、増えない要因はどのように捉えているのでしょうか、お伺いします。

参事兼政策推進課長

そうですね、いろんなアンケートやら、いろいろ状況を踏まえた上で、利用者からの声を聞いているところでございます。乗っていただいている方については、非常に助かるという声を聞いているのに並行にですね、やっぱりそれを知らない、一回乗ってみようというところにまだ行き着いていない。また、若い世代の交通で、やっぱり自分の車。タクシーみたいに幅広い形で自分ですぐ行ってくれるというニーズが非常に高いと。まだ高いというところがございます。ただ、先ほどの回答のほうにもありました今後やっぱり5年、10年というところを考えて、町は進んでいかなくちゃいけないという観点から、その辺の周知を踏まえて、やっぱりこれからのですね、高齢者を含め、こんな形で便利になるんだよ、皆さん育てましょうよというところで、多くが乗ってもらう、PRを積極的にやっていくべきだというふうに私は感じておりますので、その辺を踏まえてまた御協力をお願いしたいというふうには考えております。以上です。

12番 寺 嶋 ありがとうございます。やっぱりね、このオンデマンドバス運行、これ本当に予約してね、自分の好きな時間に予約して、自宅近くのね、ミーティングポイントから乗れるということではね、やっぱり相当利便性は高いと思うんですよね。ただね、やっぱりね、町民の…これ、町民の皆さんの本当にこの御理解、それから御理解とね、とにかく生活に町民…デマンドバスあるいは公共交通、路線バスも含めてね、生活にスタイルに合わせた公共交通をね、やっぱり近づけるということで、町民の皆さんそういう意識を持ってね、なおかつこのデマンドバスの運行に協力いただく。こういうところをね、やっぱり意識の高揚というんですか、これがね、大事だと思うんですね。そういう点で、今後この先

ほどいろんな団体とか、運行の見直しとかも今後の手段がね、いろいろ述べられましたけども、現在…現在それから今後含めて、各種団体への呼びかけ…働きかけ、あとは自治会等にね、でのおける説明だとかPR活動はどのようになって、今後どのようにされるのか、お伺いをいたします。

参事兼政策推進課長

それでは、寺嶋議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず自治会のほうから先に申しますと、松田町地域公共交通会議にですね、自治会の代表者が全部入っております。そこでですね、いろんな意見を聞きながら、料金見直しなどもしております。その中でですね、やっぱりこういう非常に乗っていただけるためにどういう方策がいいのかというところも協議をしています。なかなか今こういう状況で維持するの大変だ。じゃあ、それならば料金を上げようということで今回の料金改定にもなった次第でございます。なので、やっぱり自治会の皆様とともにですね、残りの実証実験、あるいはこの実証実験が3年間というのはありますけども、もう少し必要じゃないかということになれば、町としてもですね、2年の延長とか、そういうのを検討していきたいと今考えておりますので、そういう周知をともにですね、進んでいるというところではございます。

また本年度はですね、スマホ教室というところで、スマホの教室の中でですね、一回こういうふうなものを取り入れてやるということにもなっております。また大井町さんも含めですね、町民の方からちょっと教えてください、勉強会やってくださいという声があれば、法人のほうで積極的に出向いて行くというところもやっていきますので、それらを踏まえてですね、皆様に乗っていただくための方策を考えて取り組んでいるところでございます。以上です。

12番 寺 嶋 そういうことでね、ぜひ町が主導…町と民間で主導なんだけども、やっぱり町民の方もね、にもそういうところでね、ぜひ働きかけと協力をお願いすることも含めてやっていただきたいと思います。

それでは次にですね、令和6年度においてね、令和6年度ですから来年の、 7年の3月末までに今の1年目の結果を踏まえた上でね、この運行計画や乗車 運賃などの実情に合わせて、また改定というのもね、行われる…行うようなこ とも回答がありましたけども、今後3か月ごとに運賃の見直し、車両台数、バス停等の再検討を行うということなんですけども、当然運賃もね、今の状況がいいのか、そういうことも含めてですね。あと、バス停の…ミーティングポイントが現在開成が10か所入れると255か所ぐらいにね、全体でなると思うんですけども、ただやっぱりね、相当長い距離走るミーティングポイントもありますので、公共交通会議等でね、含めて再検討ということなんですがね。これ、実際、じゃあ仮にですよ、採算が…採算というか、運行距離が長くて往復がね、時間が数十分もね、あるということであれば、ミーティングポイントもね、やっぱり見直しが必要だと思うんですけども、そういうことも踏まえてね、今後具体的に再検討なんですが、今、具体的なところの何かお考えというのがあるんでしょうか。その辺についてお伺いをいたします。

参事兼政策推進課長

具体的な考えというところでございます。ポイントにつきましてはですね、 当初、町民ニーズに対応した形のこの240…松田町は245か所、大井町につきま してもですね、大井町が選んだのではなくて、松田町がここに行きたいという 声を踏まって31か所を設置しております。そこでですね、今、利用実績という 中で、どこのポイントが乗っているというところの利用人数などをですね、地 域公共交通会議に諮ってですね、これは要らないんではないかというようなこ とがあればですね、そこは検討していく材料となりますので、その辺を踏まえ て今後のですね、会議に取り組んでいきたいというふうには考えております。 以上です。

12番 寺 嶋

ありがとうございます。時間の関係でですね、次の大きな2番目の水道の耐震化、水道施設の耐震化についてなんですけどもね、今後、管路の更新・耐震化ということで、水道の根幹となる管路についてはですね、事故や災害等があっても安定した供給、給水が行われるように、耐震化や老朽管の更新を適切に行うということが必要だと思うんですがね。この有事の際に町民が集結する避難所などにつながる管を最優先的、最優先に耐震化を行っていくということだと思うんですがね。避難所もやっぱり20か所、30か所、相当あるわけですけども、これも今後3年とか数年の間に耐用年数を迎える管から優先的にやるとい

うことなんですが、この、じゃあどの辺…避難所はどこの避難所から優先的に やるのか。あとは老朽化した管はね、どの辺の場所が老朽化していて、何メー トルぐらいやって、その計画は何年から何年まで、耐震化の事業計画、今後ね、 水道ビジョンなんかもありますけども、今後のやっぱり具体的な計画というの が、これからつくられるのかね。そういう面でお伺いしたいと思います。

環境上下水道課長

避難所、場所というのは今ちょっと手元にないんですが、一応金額的にはこれから5年間…10年間で、松田地区につきましては1.4キロの更新、寄地区につきましては、これは距離は出てないですけど、1,800万ぐらいの更新ですね。松田地区は金額で言うと3,500万の見込みでございます。耐震化計画につきましては、ここの来年の1月までに簡易的なものを全国的な団体は出さなきゃいけないということで、これは正式な計画ではないので、現在、今まで国土交通省が管轄していた下水道は令和7年度中に耐震化計画を出すことになっていますので、その後に多分上水道のほうも同じように出すことになります。それに合わせまして町のほうでは出しまして、今後出てくる国土交通省の指示に従ってまいりたいと考えております。以上です。

12番 寺 嶋 管路の耐震性ということでは、寄簡易水道のこの耐震化の事業をね、これ、 あまりほとんど進んでないようですけども、この耐用年数を迎えた管路とか、 そういうのは簡易水道のほうはこれ、あまり把握されているのかね。耐震化が ほとんど、0.5キロ、0.5キロ、500メートルか。ぐらいしか敷設、耐震化が敷設 されてないということになってますがね、今までの経過から、あまりほとんど 行われてないようですが、今後もね、簡易水道のほうはこれ、どのようにされ るんでしょうかね。大体工事の…。

議 長 時間が来ましたので、すみませんが、まとめてください。

12番 寺 嶋 はい、分かりました。寄地区とそれからまだ簡易…配水池のね、耐震化が進んでないところなどの今後の耐震化の整備についてお伺いをしまして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 環境上下水道課長、簡潔にお願いします。

環境上下水道課長 今後10年間で寄につきましては管路は一応1,800万の更新を考えております。

(「年間でしょう。」の声あり) 10年間です。(「10年間で1,800万で済むの。」の声あり) の予定です。(「1億8,000万だったよね。」の声あり)

議 長 ちょっと挙手をしていただいて、ちょっと整理ができていないようですので、 また後で確認をして、正確なところを…(私語あり)すみません、いいですか、 後で正確なところを聞きに行っていただけますかね。(「はい。」の声あり) じゃあ、これで受付番号第1号、寺嶋正君の一般質問を終わりにします。

暫時休憩といたします。

(10時03分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。

(10時20分)

受付番号第2号、中津川定雄君の一般質問を許します。登壇願います。

4 番 中 津 川 それでは一般質問をさせていただきます。受付番号第2号、質問議員、第4 番 中津川定雄。件名、災害に強いまちづくりの推進について。

要旨。今年は能登半島のダブル災害など自然災害の多い年になり、本町においても8月末の記録的豪雨により災害が多発しました。そこで、町の防災体制等について伺います。

- 1、大規模災害時に行政自らが被災し、利用できる資源に制限がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定する業務継続計画の策定状況について。
- 2、自主防災組織は防災組織として重要な組織ですが、災害リスクの増大などに対応するためには、組織の強化を図る必要があると考えます。行政と自主 防災組織との連携や支援について。
- 3、地球温暖化に伴う大雨の頻度の増加や、台風の強度の増大などが懸念されていますが、本町における水害対策や土砂災害対策の考え方について。以上、よろしくお願いいたします。

町 長 それでは、中津川議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

1点目についてお答えいたします。業務継続計画は、大規模災害等の発生時 に町職員自身や公共施設等が被災し、人と物や情報など利用できる資源に制約 がある状況下でも、応急業務、優先度の高い通常業務を明確に定め、業務の体 制や手順など行政が継続的に機能することを目的とした計画でございます。 そのため、内閣府が定めた市町村のための業務継続計画作成ガイドにおいて、 首長の代行順位や職員の参集体制、代替庁舎、電気・水道・食糧の確保、通信 手段の確保、行政データバックアップ、非常時優先業務の整理の6要素が計画 に必要と示されています。町では防災に関する計画として、地域防災計画、国 土強靱化計画、避難所運営マニュアル、職員行動マニュアル等を定めておりま すので、業務継続計画につきましては独立した計画として保持せず、保有する 個々の計画に整合されているものとして神奈川県に報告し、了解を得ていただ いているところでもございます。

現在、町では職員行動マニュアルに、発災後とるべき行動として、24時間以内、72時間以内、3日以降の3段階を記載しておりますが、これを3時間以内、24時間以内、3日以内、1週間以内、2週間以内、1か月以内の6段階で、非常時優先業務として令和6年度中に改善し、令和7年度に制定する予定でございます。これをもって業務継続計画の要素を全て満たすことになると考えております。

2つ目につきましてお答えいたします。自主防災組織は、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき、自主的に結成する防災組織で、 災害対策法第5条2項、住民が隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として定義されております。

現在、町自主防災会は、高齢化、防災リーダー不足、予算不足など、自主防災組織の抱える問題が多くあります。そのため、町では自主防災能力向上のため令和3年6月に地区防災計画策定マニュアルを、令和6年3月にはより簡易版を策定、周知し、防災訓練時に消防関係者の訓練支援や防災リーダー教育として防災講話を実施しております。

また、自主防災会の老朽化した資機材など更新を図るため令和5年度から小型発電機を、令和6年度からは防災倉庫の更新を逐次実施しております。今後、自主防災会が策定した地区防災計画の印刷支援や、町と自主防災会の連携要領など、多様な自主防災活動を支援してまいりたいと考えております。

3つ目についてお答えをいたします。水害、土砂災害などの災害発生時には、

避難の際に町からの情報発信と住民への周知、情報共有を実施しますので、平時に町民の皆様がハザードマップにより自宅や自宅周辺、避難経路の危険性や 避難場所を確認し、日頃から家族全員で避難場所までの順路を決めるなど、個 人のマイタイムラインの作成を進めております。

また、気象情報の発表や各種の情報から、早期の避難所開設と避難情報を発信しており、特にお年寄りなど避難に時間がかかる人や、夜中に大雨が想定される場合は、避難所の開設と高齢者等の避難を日中明るい時間に発令し、避難行動を容易にする等、工夫しております。

今後も水害、土砂災害対策につきましては、平時の準備と発生時の行動、自助・共助・公助など多角的に準備や訓練を実施する必要がありますので、今後とも関係各位との連携を図り、着実に取り組んでまいりたいと考えております。 以上です。

4 番 中津川 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

大規模災害が発生した際ですね、市町村は災害対応の主体としてですね、重要な役割を担うことになりますけども、先ほど申しましたとおり、行政自らがですね、被災し、人・物・情報などですね、利用できる資源に制限がある条件下においてですね、災害応急対策業務のみならず、通常業務の中でも優先度の高い業務は継続する必要があります。また、被災箇所の災害復旧業務の中でも、この中でも優先度の高いものは早期に実施されなければなりません。これらの非常時優先業務などをあらかじめ定めた計画が業務継続計画、BCPです。

先ほどの答弁にありましたけれども、内閣府がですね、平成27年の5月に市町村のための業務継続計画作成ガイドを公表し、業務継続にですね、必須な6要素を核としたこの計画の策定は急務であるとふうにしています。このガイドラインによりますとですね、業務継続計画をどのような文書体系にするかは各市町村の実情に合わせればよいとされており、必ずしも独立した計画書でなくてもよいとされていますが、今年3月にですね、内閣府の防災担当と消防庁が令和5年6月、これ、昨年の6月時点ですけども、全国の業務継続計画策定状況を公表しています。これによるとですね、神奈川県の33市町村のうちですね、

独立した計画書を定めているのが28市町村、地域防災計画とかその他の既存の 文書体系の中に定めているのが5市町となっており、松田町はこの5市町に入っています。上郡5町の中でもですね、松田町だけが独立した計画書を定めていません。

先ほどの答弁では、必須な6要素が地域防災計画や国土強靱化地域計画、職員行動マニュアルに含まれているので、独立した計画としてですね、保持せずともですね、現在保有する計画の中で整合がとれているというところですけれども、やっぱり独立した計画でないと、この6つの要素をもとにですね、複数の計画書とかマニュアルを見開かないと確認することができません。一旦ですね、大規模災害が発生した際に、職員がどのような行動をとらなければならないか、またあらかじめ確認する際にもですね、やっぱり独立した計画でないと職員は混乱し、非常時優先業務を適正かつ迅速に実施することができない可能性があります。このようなことから、私は早急にですね、独立した業務継続計画を策定する必要があるということをまず先に申し上げておきます。

では、質問させていただきます。平成28年の12月の定例会の一般質問において、業務継続計画の策定について質問があった際、町長は各所属長に非常時優先業務のリストを作成するよう周知し、平成29年3月完成に向けて業務を進めると答弁をされています。また、令和3年3月に策定した松田町国土強靱化地域計画、この中にもですね、業務継続計画を策定中である旨が記載されていますが、いまだに独立した計画が策定されていません。まず最初にですね、策定できていない理由について伺います。よろしくお願いします。

安全防災担当室長

質問にお答えいたします。平成28年の段階で、策定行為というのは町のほうで、答弁のとおりしていたと考えるんですけれども、やはり当時、ガイドラインが27年にできて、その非常優先…すみません。非常優先業務を、要は災害時の業務、そして通常時に必要な業務、そしてそれを時系列に並べるという行為は、かなり時間のかかるもので、その整理が難しかったのではないかなと考えています。そして、その後の3年後、国土強靱化地域計画の中で策定を進めているというところは、策定を進めている中で、町の各種防災に係る計画の中で、

国で義務づけされている計画というのがあります。例えば国土強靱化計画、そして南海トラフ対処計画、そういったものをまず優先しなければならないというところで、そこを優先し、今年度完成させます。その中で、業務改善計画というのは、必要性は、義務計画ではないんですが、当然今言ったとおり、必要性の高いものと考えまして、町が保有している計画、職員行動マニュアル等で時系列で並べているのがあるのですが、そちらのほうを修正し、当面6要素を満たしているという考えで対処しようと考えておりました。以上です。

4 番 中津川

今、優先すべき業務が、策定しなければいけない業務があるので、それを優先したということと、独立な計画でなくても、今の所有するいろんなマニュアルとかにその内容が含まれているということだと思いますけども、それでは伺いますが、職員行動マニュアルなんですけども、先ほど業務継続計画と整合が図られているということですけども、このマニュアルですね、平成の22年の4月に制定されて、もう14年が経過をしていますけれども、これまでに町の組織も何回か組織改編しているんですね。にもかかわらず、一回も改定をされていません。内容をちょっと確認させていただきましたけれども、現にですね、防災を担当する安全防災担当室の存在すらですね、この行動マニュアルに位置づかれていません。中を見ますとですね、寄の現地対策本部の指揮権限者について記載がありますけれども、既に退職をしている職員が記載をされています。組織改編や業務の見直し、役職等に変更が生じた場合にはですね、その都度速やかに改定すべきと考えます。

また、非常時優先業務とはですね、先ほど言いましたけれども、災害応急対 策業務のほか、通常業務の中でも業務継続の優先度の高いものを整理し、特定 するものですけれども、この行動マニュアルにはですね、災害応急対策に関わ る業務しか記載されていません。このような内容の行動マニュアル、これがで すね、本当に職員の行動マニュアルと言えるでしょうか。業務継続計画と整合 が取れているというお話でしたけれども、本当に整合が取れているマニュアル なのか。

そこで2点伺いたいと思います。職員行動マニュアルをこれまでに一回も改

定してない理由、それと行動マニュアルに記載されている各課、各係の発災後 のとるべき行動が、この業務改善…業務継続計画における非常時優先業務と言 えるか。この2点について見解を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

安全防災担当室長

質問にお答えします。職員行動マニュアルの改定が遅れた理由は、先ほどに同じなのですけれども、優先順位というところで立てさせていただきました。 そして、職員の行動、考え方というところは、根本的には関係ないんですけれども、指摘のように修正するところはすぐ修正するようにしなければならないところです。それに伴いまして、今年度、職員行動マニュアルの改正を進めまして、今年度末には案として完成し、来年度制定を考えています。

また、その職員行動マニュアルの中の時系列に並べている部分が、非常時優先行動のみを示しているというところですけれども、その中の表につきましても、説明ありましたとおり、段階区分と通常業務、それを時系列に並べて、職員行動マニュアルの中の表を修正いたしまして、今年度、案として完成させる予定です。以上です。

4 番中津川

これまで14年経過しても、一回も改定されてない理由が明確ではなかったような気がしますけども、職員行動マニュアルは、これは全職員に配付されていますよね。そうですね。改定が失念されているとすればですね、これは組織として危機管理の欠如だと私は思います。14年間、職員は誰も気づかなかったわけじゃないと思いますけれども、なぜ改定してないのか。ちょっとここは本当に今、さっき言いましたけども、組織として危機管理に欠如があるというふうに認めざるを得ません。いつ発生するか分からない大規模災害の発生時ですね、職員が迅速かつ的確に行動できるようですね、これは早急に改善すべきであるというふうに思います。

業務継続計画は、一旦作成すればよいというものではなくてですね、計画の 実効性を確認し、高めるには、平常時からですね、教育や訓練を繰り返すこと が重要であるというふうにされています。業務継続に関わる訓練にはですね、 職員の緊急参集訓練ですとか、非常時通信訓練、災害対策本部を対象としたで すね、机上訓練、図上訓練などがありますけれども、現策定状況の中で、職員 の教育ですとか訓練、これをどのように実施しているのか伺います。お願いします。

安全防災担当室長

質問にお答えします。基本的には防災訓練時の教育を主体に実施しております。令和4年度には緊急登庁訓練を実施いたしまして、帰宅後発生というところで登庁、そして各機能別訓練というのを実施いたしました。令和5年度には、勤務場所で災害が発生したとして、その後の行動、各班に分かれて行動する訓練を実施しています。併せまして、5年度は入庁3年目以内の若い職員を集めて、防災に関する図上訓練を実施いたしました。そして6年度は、今年、最初のほうにありましたとおり、機能別というところで、現庁舎にいる段階でというところを整理して訓練を実施いたしました。その訓練が職員の防災に関する教育というところと同じものと考えます。以上です。

4 番 中 津 川 先ほど令和 5 年度… 4 年度かな、登庁訓練というような回答があったんですけども、いわゆる緊急参集訓練だと思いますけども、これは具体的にどのような想定のもとに行われているのか伺います。

安全防災担当室長 これは夜間、職員が家にいるという想定の中で、巨大地震が起きたとき参集 するという想定のもと実施しております。以上です。

4 番 中 津 川 夜間における登庁訓練ということですけれども、これはあれですか、全職員 対象ですか。それとも近隣に在住する職員ですか。ちょっとその辺だけ確認さ せてください。

安全防災担当室長 質問にお答えします。全職員対象にしております。しかしながら、遠方のところの職員は、時間の関係もありますので、近傍の駅まで電車で来て、徒歩というところを組み合わせています。そして登庁時間は、徒歩したものとして何分かかるというのは、実行動ではなくて、徒歩したものとしてこちらのほうは管理して、訓練自体はその時間を限定して、そういう形で全員実施するようにしております。以上です。

4 番 中津川 ありがとうございました。これ、令和4年ということなんですけども、本来 であれば毎年1回はそういった緊急参集訓練を実施すべきと思いますので、こ れからの検討課題としていただきたいと思います。

次に行きます。行政インフラ、特にですね、役場本庁舎は防災活動の心臓部になります。庁舎は免震構造になっているので、倒壊するなどの被害は想定しませんけれども、庁舎内に配置しているコピー機やOA機器、収納キャビネットなどのいわゆる什器のですね、固定の状況、非構造部分であるですね、天井とかガラス窓、この辺の耐震化はどのようになっているのか伺います。

参事兼総務課長

御質問にお答えします。免震構造は、御存じのように庁舎のほうは免震装置というものがございまして、それは建物が直接受ける地震の揺れを軽減する装置でございます。免震装置で例えば吸収できなかった揺れが建物に伝わるような形で、建物内が壊れたりとか、建物が壊れたりとか、今おっしゃられたキャビネットとかOA機器等什器備品がなるべく転倒するのを防止するような装置でございます。今現在、庁舎内のじゃあ什器等の備品はどうなの、転倒防止はどうなのという話なんですが、正直、備品等の固定については、あまり固定ができてない状況ではございます。こちらのほうにつきましてはですね、今おっしゃられるように、一応免震装置ということなので、うちのほうも被害の想定が少ないものという形で想定はしておるんですが、ただ、かといって全く倒れないというわけではないとは思いますので、そちらのほうにつきましては、ちょっと庁舎内の方を今後点検しましてですね、必要に応じて対応していきたいというふうに考えております。

また、建物の天井というお話ではございますが、こちらのほうも先ほどお話ししましたように、免震構造をしておりますので、建物の揺れは少ないのかなという形では想定しているんですが、ただ、東日本の大震災には結構天井が落ちたというお話もお伺いしておりますし、その後、取り付けする金具がちょっと変更になったという事案も聞いております。その点を含めましてですね、こちら庁舎のほうは設計された設計業者さん等に確認をさせていただいて、必要に応じて改修等をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

 る混乱の影響、これも最小限に抑えるためにもですね、什器ですとか非構造部分の耐震化、大変重要だと思いますので、ぜひ引き続き取り組んでいただければと思います。

業務継続計画について、幾つか質問をさせていただき、回答がいただきましたけども、ここで町長に改めて伺いたいと思います。先ほどの答弁では、独立した計画を策定するのではなく、現行動マニュアル、現職員行動マニュアルを改善して、令和7年度に改定するということで、業務継続計画の要素を満たすことになるということでしたけども、この6要素を一つに取りまとめ、独立した業務継続計画を策定すればですね、これは職員行動マニュアルに代わる計画にもなります。既にですね、地域包括支援センターでは自然災害編として独立した業務継続計画を今年策定し、時系列による重要業務の継続などをですね、規定しています。この計画の上位計画としてもですね、役場全体を統括する業務継続計画が必要ではないでしょうか。町長の見解を伺います。よろしくお願いします。

町 長 御質問ありがとうございます。おっしゃる部分も理解もできますし、我々が 言っているのも御理解をいただく中で、必要であればきちっとつくっていきた いというふうに考えています。

ただ、今、業務継続計画がないから、じゃあ町民の方々を守れてないとかというのは、それぞれ今までも地震があったり、コロナも災害だと思いますけど、いろんなことを我々乗り越えてきているところもあります。ただ、それが私どもトップがいなくてもというふうなところを考えると、活字にしておいたほうがいいのではなかろうかというのを改めて感じたところでもありますので、今ある計画は、一つ一つに対するアクションプランだと考えれば、それの上位計画というお話ですので、前向きにですね、そんなに難しい話じゃないので、ここまで、どっちかといえばほかの計画のほうが形式的につくられて、個々の部分がないのかなという感じもしますから、うちは逆に下があるので、上をとりまとめて、その上位計画をですね、つくるということで、前向きに考えたいと思います。以上です。

4 番 中 津 川 大変前向きな回答を頂き、ありがとうございました。災害発生時にですね、 制約を受けた中でも、一定の業務をですね、職員の方が的確に行えるようです ね、早急な業務継続計画を策定していただければと思います。

宮崎県の日向灘を震源とするマグニチュード7.1、最大震度6弱の地震が発生し、気象庁は南海トラフ地震に関するですね、これ、初の臨時情報を発表し、巨大地震に注意するよう呼びかけましたけども、翌日の夜、神奈川県西部を震源とするマグニチュード5.3の地震が発生してですね、松田町では震度5弱の揺れにより、家屋に損傷が発生する被害がありました。この6日後にも県西部を震源とする大きな地震が発生しています。8月末には記録的な豪雨により、町内でも被害が発生するなどですね、災害リスクの増大が懸念をされています。地域防災のですね、要である自主防災組織の強化を図る必要があると思います。そこで、自主防災組織のですね、ちょっと現状について伺いたいと思います。では防災対策における協働の取組として、町民の役割の一つに、自主防災組織への参加というふうに規定をしています。毎年9月にですね、総合防災訓練を実施していますが、どのくらいの町民の方が防災訓練に参加しているのか伺います。今年はちょっと台風の影響で順延になって、先日12月1日のですね…になったんですけれども、過去のデータで結構ですので教えてください。よろしくお願いします。

次にですね、自主防災組織の強化について伺います。今年8月8日にですね、

安全防災担当室長

質問にお答えします。令和2年から4年、こちらのほうはコロナで中止となりました。令和5年、昨年、1,700名です。そしてコロナ以前、令和元年及び平成30年は1,800人と確認しております。以上です。

4 番 中津川 今回答頂きましたけども、総合計画ではですね、防災訓練の参加者数を2026 年度の目標を3,000人としています。今、過去のデータですと1,700から1,800人ということですけども、3,000人という目標をですね、達成するためには、どのような取組が必要なのか、必要であるか、お考えでしょうか。お願いします。

安全防災担当室長 質問にお答えします。カウントしているのが個人でカウントしていますけれ

ども、実際来ているのは家庭の代表者のような形になっているので、世帯として押さえると、ある程度参加はしていただいているのかなと思います。ただし、今申したとおり、物理的に3,000人といいますと、今の訓練内容から、例えば自主防災会と町の連携を深めるとか、あるいは展示や体験、防災ピクニックとかあるんですけども、そういった別のものを実施をして、全体の基礎の部分を増やしていくとか、工夫するところはたくさんあると思いますので、多角的に検討していきたいと考えています。以上です。

4 番中津川

ありがとうございました。内容の充実だとか、最後に多角的に検討したいということですけれども、訓練というのは同じ訓練を繰り返し実施することが大変重要なので、その辺、基本的なところは押さえた中で、新たなメニューとかですね、そういうのを検討していただければというふうに思います。

総合計画はですね、自主防災組織力の向上として、防災士の認定者を2026年度に26人とする目標を立てています。これはですね、各自主防災組織に少なくとも1人の防災士を配置するというような計画だと思いますけども、この防災士の資格取得にはですね、約8万円のいろんな経費、研修費ですとか試験費だとか、認証に登録に要する費用とかね、ありますけども、8万円ほどですね、要します。個人でなかなかこれを負担するのは大変困難なので、これらのですね、今の26人という目標を達成するためにはですね、この費用の一部を町が補助する制度の創設、これが必要であると思います。総合計画にはですね、防災士の育成を支援すると、はっきりと打ち出しています。その辺の見解について伺います。

安全防災担当室長

質問にお答えします。町のほうも令和5年度に防災士の予算をつけまして、その資格のところを一部補助を考えておりました。ただし、今言ったとおり、民間資格であるというところ、予算の3分の1は自己負担になるというところ、そして少人数ですと、講座は東京にまで受けに行かなければならず、東京のところで朝早いので、1泊が伴うというところがあります。そして、免許取得後、防災に関する業務の支援、こちらのほうを明示するといったところからですね、当面は町として今実施し、来年も実施する自主防災リーダー教育のほうの充実

を図りつつ、また防災士取得の声が上がってくれば再開したいと考えておりま した。以上です。

4 番 中 津 川 希望者があれば再開するというお答えですけれども、先ほど言いましたけれ ども、総合計画では要請を支援するというふうにうたっていますので、前向き な検討をお願いをいたします。

地区防災計画がございます。これは地区住民が自ら作成するボトムアップ型の計画で、継続的にですね、地域防災力を向上させる目的の計画です。26、各自主防災会がありますが、現時点で7防災会かな、にとどまっているようですけれども、この目標を達成するためにはですね、地区防災計画の策定を義務化するようなこともね、検討する必要があると思うんですけども、その辺のお考えを伺いたいと思います。

安全防災担当室長

ただいまの質問にお答えします。地区防災計画の重要性は大変、町のほうでは認識しておりまして、早い段階から周知のほうを図っています。また、今年度の地域防災計画の中で、地域防災計画のルール準拠のほうを定めましたので、今、自治体が地区防災計画をつくったときに、地域防災計画の下部の計画になるというところは定義づけは終わっています。来年は、今実施している自主防災リーダー教育の中で、地区防災計画の作成要領というところを併せて作成率を高めたいと思っています。ただし、やはり地区防災計画って、ボトムアップの計画というところで、国のほうが強力に作成を宣伝しているところがありまして、やはり地区の中で考えて、それを提案し、町のほうがそれを地域防災計画の一部として採用するというのが大きな趣旨になりますので、当面は義務というよりも自発的な計画として実施したいと考えています。以上です。

4 番 中 津 川 来年度の防災リーダーの中に取り組むということですので、引き続き町の支援をよろしくお願いしたいと思います。

次に、防災教育について伺います。国土強靱化地域計画ではですね、身を守る行動のとり方などについて、地域の自治組織や学校などを通じて防災教育や訓練を実施するというふうにうたっています。学校教育の中では、防災訓練とか避難訓練、これは実施されていると思いますけども、知識としてのそういっ

た防災教育について、どのようにお考えなのか、ちょっと伺います。

育 課 長 それでは、知識としての防災教育という御質問でございますので、私のほう からお答えをさせていただきたいと思います。現在、知識としての防災教育と いう観点に立ちまして、学習指導要領のほうに国のほうでですね、位置づけら れており、それに基づいた防災教育が行われているというところでございます。 具体的に申しますと、中学校での地理や保健体育、また小学6年生の理科、小 学校4年生・5年生の社会科の中で、災害のメカニズムであるとか、そういっ たもの、また種類、歴史、それに対する対応策などですね。その対応策として は、自治体、自衛隊、警察、消防署、消防団や地域の自主防災組織の人々が協 力して災害を減らすこと、災害に対応することということを教えるとともに、 防災・減災に向けた取組として、県内ですとか身近で起きた、そういった災害 を自分で調べて、それを授業の中で発表していくようなことが求められており ます。そのような教育を通じて、防災の知識を身につけていくものであるとい うふうに考えております。以上でございます。

4 番中津川

いろいろと今、災害のメカニズムだとか、そういったことも含めて防災教育としてやられていることですけれども、もっと身近ではですね、例えばハザードマップを活用して、自分が住んでいるところの災害のリスクだとか、あとは大雨だとか土砂災害警戒情報、これの入手の方法、町が発信する避難情報の意味だとか、あとは自らが災害を回避するような、そういった具体的な、こういった教育が必要じゃないかなと思います。小学校の低学年ではちょっと難しいかもしれませんけども、小さい頃から防災知識を身につけるということは大変大事だと思いますので、ぜひこれからも学校教育の中に取り込んでいただければと思います。

それでは、ちょっと時間がだんだんなくなってきましたので、最後に水害対策と土砂災害対策について伺います。8月にはですね、大変県西部でもですね、台風14号の影響により河川の氾濫とか土砂崩れ、道路の冠水なども多く発生しました。河川の洪水ですとか土砂災害対策に関してですね、地域防災計画ではハード対策として、計画的な河川整備、あとは砂防施設、治山施設の整備をで

すね、県に要望・要請するとしていますけれども、近年におけるですね、要望 活動の内容について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

まちづくり課長

ただいま要望的なものがどのような形で行われているかということでございます。御指摘のございましたですね、特に河川に関しては、酒匂川、川音川、中津川、こういったところのですね、護岸堰堤整備、また河川内の樹木伐採、川床整理、こういったものが災害に結びつくところでございますので、機を捉えて要望活動をしておるところです。また、そういった内容を受けてということではありますけれども、今年度、県西土木事務所さんのほうでですね、河川関係でもちょっと細かには申し上げませんが、6か所程度、今申し上げた護岸整備も含めた内容の工事を実施予定というふうに聞いてございます。

4 番中津川

ありがとうございます。要望についてはですね、町全体をした要望ではなくて、町のほうで優先順位をつけて、ここは確実に、重点的にやってほしいというような要望の仕方もありますのでね、その辺は検討していただければと思います。

町にはですね、土砂災害に関して、予防対策だとか被災者を支援する助成制度があります。災害予防対策助成金事業と災害復旧工事損失補填助成金事業について、この制度のですね、活用状況について伺います。よろしくお願いします。

安全防災担当室長

5年度の問合せ状況として、相談が3件ありました。採択はありません。6 年度、本年度は7件相談がありまして、採択はありません。以上です。

4 番中津川

相談があっても採択ゼロというお話ですけども、これ、町民のですね、災害に対する予防対策とか、被災者を支援する目的で創設された制度ですので、制度の活用をですね、推進するためにはですね、採択要件を緩和するとか、そういうことを検討する必要があるのかなと考えます。例えばですね、予防対策助成金事業では、対象とする工事がですね、コンクリートを主体とした擁壁などの構造物に限られています。土砂災害を防止するのにはですね、ロックフェンスとかあるんですが、ああいう簡易的なですね、待ち受け擁壁的なものでもですね、効果がありますので、対象工事の範囲を見直してもよいのではというふ

うに今、考えております。

土砂災害に関してですね、まだ質問あったんですけども、時間がなくなってきたので、ちょっと最後のまとめとなりますけども、災害はですね、多種多様であり、予想できない展開を示すものもあります。有事に際してはですね、適切で弾力的な対応を迅速に行うことが被害を最小限に抑えることにもつながります。そのためにもですね、平常時から実効性のある防災体制の確保が重要になりますので、地域防災計画に基づき、実情に即した業務継続計画の策定や各種マニュアルを早急に整備し、町としてですね、組織として、いざというときに即応できるようですね、平常時の教育や訓練、これに取り組んでいただくようお願いをして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第2号、中津川定雄君の一般質問を終わります。 録画の操作の間、少しお待ちください。

受付番号第3号、秋田谷光彦君の一般質問を許します。登壇願います。

5 番 秋 田 谷 それでは、議長のお許しが出ましたので、一般質問させていただきます。受 付番号第3号、質問議員、第5番 秋田谷光彦。件名、町民増加のための町有 地の有効利用と町営住宅建設について。

要旨。1、令和5年12月定例会の一般質問の際に、あまり有効利用されていない町有地が若年層や子育て世帯の町民を増加させるためにも、住宅整備を考えるとお答えがありました。その後、具体的な目標や計画などに着手したり、発案をされているのかお伺いいたします。

2、旧土木事務所跡地(現スプラポ)と建物は取得時の条件などで限定期間 内は現状のまま利活用すると伺っております。限定期間とはいつまでとされて いるのでしょうか。また、期間終了後の施設等の利活用について、方向性や計 画をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

町 長 それでは、秋田谷議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず1点目につきましては、現状の状況を申し上げますと、町内の宅地利用が可能で比較的に広い町有地は、茶屋地区の町営中河原住宅地、町営沢尻住宅地、町営仲町屋住宅地と下原地区にございます旧健楽園ゴルフ場跡地でござい

ます。

このうち、敷地内に一部住宅が残り、入居されていらっしゃる戸数は、中河原住宅地に9棟、沢尻住宅地に2棟、仲町屋住宅地に2棟、仲町屋住宅地にはほかに2名の方が借地契約を締結して居住されている状況でもございます。町といたしましては、これらの町有地につきましては、民間企業への売却や貸付など人口増加策に活用したいと考えておりますが、現在お住まいになっている御家族への配慮が大切と考えていることから、将来に向けて慎重な対応を行ってまいりたいとも考えております。

また、下原地区の旧健楽園ゴルフ場跡地につきましては、若年層や子育て世 代などの人口増加が期待できる土地として、民間事業者を対象に、本年度中に 土地売却を目標に、現在市場調査を進めているところでもございます。

町といたしましても、若年層の子育て世代を増加させるためにも、民間の宅地開発や高層化住宅の建設は人口増加策の有効な方法と考えておりますので、町有地の利活用についても様々な角度から可能性調査やサウンディング調査などを行い、民間事業者への貸付や売却、またはPFI法に基づく官民連携事業の手法など、それぞれの地域の実情に合った適切な手法により、今後も魅力ある住まいづくりに向けた住宅整備を進めてまいります。

なお、11月末現在ですけれども、町内での宅地、建売住宅の販売中の数を申し上げますと、宅地で32戸、建売住宅で7戸となり、さらに現在造成中の分譲地の予定戸数は23戸となっております。全て売却すれば、62世帯が増える見込みですので、1世帯3人とした場合、約186人の人口増加が増えるのではないかと期待しているところでございます。この数字はあくまでも町内移動ではなく、外から来たときの数字でございます。

2つ目の御質問についてお答えいたします。まず、平成28年3月に神奈川県より町が購入いたしました旧松田土木事務所の用地につきましては、購入時の条件といたしまして、購入後10年間、令和7年までになりますが、は土地の売却や所有権の移転を行う場合には事前に相談し、県の承諾を得ることとなっておりますので、町の都合により10年未満の間に売却等について行う場合は、県

の承諾を得られたら売却等も可能となっております。

この創生推進拠点施設に当たる用地の今後の有効活用につきましては、現在 町からの指定管理者として指定を受けているNPO法人アシガラパートナーズ と、令和10年度までが協定締結期間による貸付となっておりますので、その実 施状況等を確認していくことになりますが、議員の御質問のとおり、事前の検 討が必要であるとも考えております。

現在、当町では未来に向けた大規模事業や広域事業を控えておりますので、 今後の社会情勢や町の財政状況、公共施設の個別管理などを鑑みながら、町益 を第一に考え、総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。以 上でございます。

- 5 番 秋 田 谷 それでは関連質問をさせていただきます。先ほど町長のほうから、各用地に ついては御説明がありましたので、これは削除いたしまして、まずは現在数か 所ある町営住宅関連の入居状況から教えていただけますでしょうか。
- 参事兼総務課長 ただいまの秋田谷議員の質問にお答えさせていただきます。11月末現在の状況として、まず、木造建ての町営住宅につきましては、仲町屋住宅に2棟、それから沢尻住宅に2棟、中河原住宅に9棟の合計13棟に入居されている方がいらっしゃいます。また、ラ・メゾンカラフル町屋という、町屋にある住宅でございますが、高層住宅でございますが、こちらは28戸中、今現在26戸入居しております。また、籠場住宅につきましては21戸中19戸の方が入居されておりまして、河内住宅は15戸中14戸入居でございますので、こちらにつきましては、現在64戸中59戸の方が入居されている状況でございます。以上です。
- 5 番 秋 田 谷 ありがとうございます。それでは、町屋住宅、メゾンカラフル町屋は子育て 支援施設として建設されたと伺っていますが、現在もそのような利用をされて おられるのか。また、メゾン町屋の建築に当たって、どのような方法で建築資 金を調達されたのか、お伺いできるようであればお聞かせください。

子育て支援住宅として建設されたのであれば、町民増加対策として、町外からの移住者を優先すべきかと私は考えます。現在、町外からの移住された世帯は、全戸数のうち何世帯入居されていますか、お聞かせください。町内の方が

子育てのためだけに移り住むのであれば、人口増加には効果的とは言えないと 思います。今後、子育て支援施設を建設すると仮定したならば、町外からの移 住世帯を優先、もしくは限定されたほうが町民減少を止め、増加案として賢明 かと思いますが、いかがでしょうか、お聞かせください。

参事兼総務課長

まず、秋田谷議員の質問に順次お答えさせていただきます。まず初めに、町屋のラ・メゾンカラフル町屋住宅でございますが、子育て住宅として建設されたと。現在もそのような形で利用しているのかという御質問ですが、こちらについては現在も子育て支援施設として利用させていただいております。基本的に入居の対象の方はですね、子育て世帯の方や、あと新婚世帯の方が対象となっております。

それから、次に建築に当たって、ラ・メゾンカラフル町屋の建築に当たっての建築資金をどのように調達されたかということですが、ラ・メゾンカラフル町屋に…(私語あり)は、PFI方式という方式を採用しております。これはですね、公共施設等の建設とか維持管理とか運営等を一つの事業として、民間の資金や経営能力とか技術的能力を活用して行う新しい方法でございます。この手法を用いることで、町としましては、その建設にかかる費用をまとめて支払いすることなく、一定期間、サービス対価として平準化して、割賦分として、割賦として支払うことができる方法でございます。

それからあと、町屋住宅が限定をされて、町内の…町内の者、現在、ラ・メ ゾンカラフル町屋の募集要項につきましては、先ほどお話ししましたように、 子育て世帯の方とか新婚世帯の方が対象でございます。そこでは町内とか町外 の縛りはございません。基本的に、町内の方も例えばそこの住宅に移り住むこ とで、同じような子育ての悩みとか、問題とかが一緒にアパートに、ラ・メゾ ンカラフルに住む方たちといろいろ悩みとか共有ができて、いろいろとプラス の方向に動くことのほうが多いような状況でござい…というふうな形で町のほ うとしては考えておりますので、あくまでも限定することなく、町外・町内ま とめてやっていただいて、総合活用によってですね、いい効果が得られるので はないかというふうに考えております。 町内からの入居でございますと、現在11月末現在の状況でございますと、今 現在26世帯入居されているというお話の中で、16世帯の方が町外から転入され てきた方、大体61%の方が転入されてきた方でございます。以上でございます。

5 番 秋田谷

いろいろありがとうございます。仲町屋町営住宅地や県土木事務所など、松田町中心地では最後のまとまった土地空間だと思います。現在は仲町屋町営住宅は、住宅等は少数のみで、大部分は駐車場などに利用しているようですが、必ずしも有効利用されているとは言えないと思います。以前にも関連したことをお話ししたと思いますが、この場所は中高層の町営住宅、子育て支援住宅、また物品販売や買物施設など、居住空間、商業施設などの町民全体の利用施設建設には最適な場所ではないかと私は思っております。メゾン町屋建築方式、PFI方式でやられたそうですが、国・県などの補助金などいろいろ手法があると思います。現スプラポの県土木事務所跡地などもそのような施設をつくる最適な場所ではないかと思います。

町民減少を止め、町民増加に転ずるには、町はなお一層積極的な行動を起こすべきと私は考えます。かなりの広さがある町中心部最後の貴重な町有地の活用を町は町民に示し、提案を出し合い、議論をする時期に来ているかと私は考えております。新松田駅前再開発事業も進行中で、ぜひ成功を願っております。町は町民減少を止めるのではなく、まず町民増加策に真剣に目を向けるべきではないでしょうか。このまま町民減少が止まらず、8,000人台にまでになれば、住民サービス等に深刻な状況と、松田町の存続にもかかわる状況になる可能性も考えられます。

松田町は就職、働き先はないに等しいと思いますが、子育てや生活をするのには最高の町です。近隣の町が住民、町民が増加しており、松田町は鉄道の駅が2つもあり、国道が2本走り、東名高速道路のインターにも接して、自然にも恵まれ、霊峰富士を望み、近隣の町にまさっても劣ることは何一つない松田町が、住民減少が止まらないのは、大変失礼かと思いますが、行政の町民増加に対する対策が希薄なのではないかと私は感じております。

全国的にも、これから人口減少が避けられないということは、私は松田町に

は当てはまらないと、以前からそう信じておりました。私は十数年前から、いろいろな立場でこれらを発言し、発信してきました。私は昭和50年に松田町商工青年会に入会しました。もう50年を過ぎようとしております。当時から青年会の中では、町営住宅の老朽化が進み、建替えの話が出ていましたが、いまだに進展していないのはあまりにも遅くはないでしょうか。町長の御感想をお聞かせください。

町

長 御質問ありがとうございます。秋田谷さんの思いは、ずっと私は就任当時から背負っているというふうに思っていますので、思いは一緒です。まず大前提に申し上げます。

その中で、私は就任してこの中に入っていってですね、よく見て、何ですかね、財政事情というか、台所事情を見ますとですね、町が、町が、町が、町がで、何でもかんでもやると、結果的に町税が入ってこないという構造です。これを町営住宅を、あそこスプラポを建てるときも非常に苦しみましたけどね、本当はもう民間に売って、民間で建ててくれれば、土地代だって固定資産税が入ってくるわけです。しかし町が建てた以上、固定資産税は入ってこないですよね。非常にもったいないという…机叩いちゃ駄目ですね。というような感じで本当に思っています。

ですので、この先ほどおっしゃられたスプラポもそうです。あと、仲町屋、沢尻、中河原というふうなところには、今本当に人が…人がというか、ごめんなさい。今は本当にずっと長く住まれている方がいらっしゃるので、その方々にはですね、随時うちの総務課としても、やはり木造の建物であるので、やっぱり危険性があるということで、例えば先ほど話をした籠場とか河内住宅が部屋が空いているので、もしよかったら、全て引っ越し代を町がもちますから移動されたらどうですかというのも、時を見て丁寧に対応しているところです。なので、そうなったときには、当然生かしていかなきゃいけないということもあって、民間の活力を使えないかというようなサウンディング調査みたいなことはやったりとかしていますけれども、何せやっぱり住まれている方々いらっしゃるところをやっぱり配慮しながら進めていかなきゃいけないというのだけ

は、御承知をやっぱりいただきたいというふうに思っています。

最後にちょっとお答えになるかあれなんですけども、人口が松田町減ってい るよというお話があって、私はすごく危惧をしていました。町の数字になりま すけども、一旦、大体12月末、大体1年間ですね、令和5年の12月の数字が1 月に入ってくるんですけど、6年1月に。そこから丸々この12月1日現在の中 で、松田町の社会増・自然増でトータルした人口減少はマイナス54人なんです。 マイナス54人。昨年は同じような期間で言うと200人を超えているんです。205 人ですね。その前、令和4年で96、令和3年で169、コロナになった令和2年 が192、コロナになってない令和元年で53、ようやく何かそこに戻ってきたな というような感じになってきているので、これからですね、このマイナス54が いいわけじゃないんです。内訳を言うとですね、子供が生まれてきた、この間 の中で生まれてきたのが34、亡くなった方が159、この差が125もあるから、結 果的に社会増で巻き返しているというような状況です。秋田谷議員がおられた ように、今後は社会増加である程度、移住してきてもらうなり、アパートを使 ってもらうという方々をターゲットとしていくためにも、宅地化も、民間の宅 地化も含めながら、町もやるべきことをしっかりやって、対応していきたいと いうふうに考えていますので、今後いろんなところでいろんな話があった…い ろいろなところでというか、話があったときに、やはり議員さんたちのネット ワークも使いながらですね、宅地開発、人口増加策もですね、進めてまいりた いと、まいれたらと思っておりますので、その節にはよろしくお願い申し上げ たいと思います。以上です。

5 番 秋 田 谷 どうもありがとうございます。ここ松田町は、かなりの空き家が見込まれています。私の近所も大変な状況になってきております。また、これは、しかしこの空き家を有効に使ってね、有効利用する方法を確立して、町民増加策に加えたらと考えております。

先ほども町長の話にもありましたけれども、売却とかという話がありましたけれども、私個人といたしましては、町営の財産である土地などの売却については、私は賛成できないと思って、いつも考えております。町民、人口増加は

力なり、町民の若返りも力なり、ぜひとも町民増加に目を向けて行政を進めていただくようお願いを申し上げまして終わります。ありがとうございました。 じゃあ、町長、もう一度思いをお願いします。

町 長 ありがとうございます。本当に秋田谷さんのお言葉にはですね、いつも学ば させてもらうことばかりですので、非常に恐縮しているところですが、1点だ け。別に秋田谷さんと何かあれ、違うわけでもないですけれども、やはり今は 松田町としてですね、大きな事業を抱えているわけです。これが当たり前にで きると、もしかして思っていらっしゃるのだったら大間違いであって、もう非 常に、その大事業って何かと言わなくてもお分かりだと思いますけども、昨今 の物価高騰も含めながら、町が負担しなきゃいけない費用も当初よりもやっぱ り1.5倍、どうかすると2倍ぐらいに増えてきているようなところもあります。 そういったことを考えるとですね、町がずっと持っているべきものと、そうで ないものって、やっぱり精算をして、選択と集中ですけどね、分けていかない 限り、ない袖は振れないわけですね。それで、事業をやるにして、じゃあ借金 すればいいじゃないか。そんな簡単に借金はできないわけですよ。やはり。貸 してくれるにも、1つの事業に対しても限度がやっぱりあります。そのような ことを考えていくと、やっぱり精算しなきゃいけないところと、そうじゃない ところがありますと。その中で、そのやらなきゃいけない事業に注視していか なきゃいけないという、断腸の思いがあるので、そういった点で御理解いただ きながら、今後もうほんと積年の夢である大事業をなし遂げるためにも、皆さ ん方の御協力をお願いしたいということだけ申し添えておきますので、よろし くお願いいたします。以上でございます。

議 長 よろしいですか。

5 番 秋 田 谷 どうもありがとうございました。終わります。

議 長 以上で受付番号第3号、秋田谷光彦君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。休憩中に昼食をとっていただき、午後1時から再開いたします。 (11時32分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時00分)

引き続き一般質問を行います。受付番号第4号、飯田一君の一般質問を許します。登壇願います。

11番 飯 田 議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第 4号、質問議員、第11番 飯田一。件名、松田町の耕作放棄地対策は。

要旨。日本の食糧自給率はピークだった1965年の73%から、2000年以降は40%前後で低迷しています。耕作放棄地の拡大や農地面積の減少等、食糧安保と呼ばれる農業をめぐる諸情勢が一層激しさを増す中、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図っていくためには、耕作放棄地等の有効利用が重要であると思います。以下について質問します。

- 1、松田町において、現状の耕作放棄地、荒廃農地はどのくらいですか。
- 2、環境面を含む影響はどのようなことが考えられますか。
- 3、今後の耕作放棄地、荒廃農地の対策をお伺いします。

町 長 それでは、飯田議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の御質問の、耕作放棄地とは農林業センサスという統計上の用語、また荒廃農地とは現地調査による用語でありまして、農業経営基盤強化促進法では、耕作放棄地とほぼ同じ概念で、遊休農地という用語で定義されております。

遊休農地とは、現に耕作の目的とされておらず、かつ引き続き耕作の目的に されないと見込まれる農地とされ、農地の有効利用に向けて遊休農地に関する 措置を講じるべき農地とされています。

このため、農地法という法律の下、農業委員会が毎年1回、農地利用状況調査、農地パトロールにより実施し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施しているので、1つ目の御質問にある耕作放棄地と呼ばれる一般的な言葉でなく、遊休農地という言葉で回答させていただきますことを御了承願います。

まず、本町の遊休農地ですが、20年前の平成16年度は松田町の耕作及び作付面積168~クタールに対して37~クタールで、22.2%が遊休農地となっております。10年前の平成26年度では、耕作放棄地、作付面積が160~クタールに対し43~クタールで、26.8%が遊休農地です。平成5年度は、135~クタールに

対して51.3へクタール、内訳と申しまして松田地区が20.1へクタール、寄地区が31.2へクタールで、38%が遊休農地となっており、農地の遊休面積は年々増加中でございます。

次に、2つ目の御質問の環境面を含む影響についてでございますが、遊休農地や耕作を放棄することで雑草の繁茂が挙げられます。景観の悪化や害虫の発生、ごみの不法投棄や火災発生の原因等による周辺への生活衛生上の問題に加え、見通しが妨げられることで、有害獣にとって安全なすみかとなってしまうおそれがあり、周辺で営農されている農地への被害を助長し、現在懸命に営農を続けていらっしゃる農家さんへの営農意欲の低下につながることが考えられます。

次に、3つ目の御質問の今後の遊休農地の対策についてでございますが、主 な取組3点を御回答させていただきます。

1点目は、荒廃農地化を防ぐための取組といたしまして、現在町では荒れる前に農地の貸し借り等を活発に行っていただけるよう、令和5年度から新規就農者担い手支援助成金を創設し、新たな担い手や規模拡大を考える既存の町内農業者を後押ししております。実績といたしましては、令和5年度は2件、令和6年度は現時点で6件の見込みでございます。農業希望者に松田町内の農地を選択していただけるよう、さらなる周知を努めてまいります。

2点目は、平成26年度から制度開始をいたしましたいわゆる農地バンクという制度において、農地を借りた人、貸したい人の相対での賃借契約に比べ、負担感も少ないことから、農地の貸付希望のある方に、農地中間管理機構の貸付希望申出書の提出を施しております。本町では平成28年度から実績がございます。令和5年度は3件、令和6年度は現時点で7件の見込みがございます。

3点目は、既に荒廃してしまった農地を作付け可能な農地に戻すための制度といたしまして、令和5年度から制度開始されました農地バンクによる遊休農地解消緊急対策事業が活用可能でございます。この事業の活用につきましては、農業振興地域農用地に指定される農地に限られますが、国の施策による農地中間管理機構のもとで農地を貸し出しする方と借り受けされる方のそれぞれが農

地バンクに登録を行った上でマッチングする制度でございますが、本町での実績はない状況のため、広報や観光経済課窓口での相談などにおいて、農地の有効活用が進められるよう、制度の周知を図ってまいります。

全国的に遊休農地の増加は、本町においても急速に進む高齢化や担い手不足などを要因として課題となっているため、国では地域計画の策定が法定化され、松田町は令和7年3月の期限を目標に策定作業を進めているところでもございます。町といたしましては、農地を含めた景観が荒れることなく、安全・安心に保全されるよう、遊休農地となる前に新たな担い手へ引き継ぐことに注視することが肝要と考えておりますので、農地バンクの利用促進等を通じて新規就農者の増加を図るとともに、農地の有効利用と遊休農地の解消を目指し、マッチングの強化を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

11番 飯 田 世界的な人口増加等による食糧需要の増大、気候変動による生産減少など、 国内外の様々な要因によって食糧供給に影響を及ぼす可能性があり、食糧の高 騰など安定供給に対する国民の不安も高まっています。

今、経済安保という言葉が使われ、不足時の食糧安全保障について、政府でもいろいろ議論されておりますが、日本の場合、冷凍食品で使われる野菜の90%以上が中国から輸入され、その他の穀物、野菜類も多くが海外から輸入されています。台湾有事の際などには、これらの農産物が日本に入ってこず、腹が減っては戦ができずと言われますが、こういった不測の事態に備えて、現在不足時の対応の根拠となる国民生活安定緊急措置法や食糧法など、十分な対応を講じられるのか、検証の上、食糧安全保障上のリスクに応じて、不足時の対応根拠となる法制度を検討するとしています。このような事態にならないためにも、遊休農地を減らし、食糧自給率を上げていかなければなりません。

回答でもありましたように、毎年のように遊休農地が増え続けており、松田町全体の耕作作付け面積について、令和5年度は135へクタールとありますが、令和4年3月22日に作成されました人・農地プランの指導によりますと、地区内の耕地面積として、松田地区84へクタール、寄地区126へクタールで、合計210へクタールとなっていますが、75へクタール少なくなっています。この数

字の違いは何なのか、お伺いします。

観光経済課長 この人・農地プランにつきましては、山間部の斜面の立地の部分も含めた中でのものでございましたので、松田地区84へクタール、寄地区126へクタールということで、耕地面積と…答弁書の耕地面積よりも増えた形の計画になっております。現在農地として毎年行っております農地パトロールの状況によりますと、先ほどの答弁書のとおりでございますが、人・農地プランではそういった農地、丘陵地の耕作してない、完全な地目で拾ったものでありましたので、多い状況になっております。以上です。

11番 飯 田 よく分からないんですが。これでは数字の210へクタールという数字が人・農 地プランの資料の作成年月日が令和4年3月22日となっていますが、これは傾 斜地の耕作作付面積も入れるとこれになるということですか。

観光経済課長 はい、そのとおりでございます。

11番 飯 田 ということは、町が言っているこの135へクタールというのは、優良農地というか、もう本当に真っ平らな土地だけを計算した面積ということになるんでしょうか。傾斜地を除いた。

観 光 経 済 課 長 寄は当然中山間地も含めて、ほとんどが中山間地でございますので、農地と 形としてしたものの、農地として復活するものも含めました形が、この135へ クタールというふうになっております。

11番 飯 田 そうしますとですね、国のほうでやっている中山間地域等直接支払制度とい うのがありますよね。これは寄地区は該当するんですか。そういう傾斜地とい うことで。何かこの資料を見てますと、交付単価が例えば傾斜地が8度以上と か15度以上、そういう傾斜の度合いによって交付金の単価が変わってくるとい うことなんですが、その辺はどうなっているんでしょうか。

観光経済課長 案内ではそうなっておりますが、よくお調べをした中でお知らせしたいと思います。

11番 飯 田 それでは、後日でもよろしいので、分かりましたら教えてください。 それとあと、第6次総合計画の松田町後期まちづくりアクションプログラム の農林業の振興の中で、目標指標として、荒廃地面積2022年から2026年の間、 53へクタールに荒廃地面積を抑えるとありますが、回答では令和5年度で135 ヘクタールに対して51.3へクタールとなっています。令和5年度は目標指数を 達成したと考えてよいのでしょうか。

観光経済課長 その答弁書の数値に照らし合わせますと、達成したと考えております。

11番 飯 田 分かりました。それでは、荒廃農地は順調にセーブされているというふうに 理解します。

それとですね、さっき人・農地プランの松田地区、寄地区に対して調査を行った、その結果が令和4年3月22日に作成年月日ということで出されておりますが、この中にですね、いろいろ問題だなと思われる部分があります。1つはですね、5,000円から1万円の使用料で、税金は20万払っていると。それに対して賃借料は1万2,000円ぐらいしかもらってないというふうなね、問題が指摘されています。それともう一つ…もう一つはさっき質問したのでいいんですが、このようにですね、税金を20万も払っていて、貸した人から1万2,000円ぐらいしかもらえないというふうな、このような現実に対して、どのようなお考えでしょうか。

観光経済課長 人・農地プランの中では、そういった表記はございませんが、それは自由意見という、懇談会等で出た話が、借地料…今の御質問は、人・農地プランではそういった表記はございませんが…(「ありますよ。」の声あり)松田地区…寄地区ですか。(「いや、これは松田地区ですけど。」の声あり)松田地区ですか。

11番 飯 田 分からなければ、また後で教えていただければ。

それとですね、遊休農地が増えている原因はですね、そのほかにも高齢化や後継者の問題、国内外での競争が激しくなって、農業に必要な肥料や資材や設備費用の高騰などもあると思います。肥料高騰の際には補助金が出ています。それで、ただいま、今ですね、電気柵設置時に対する助成制度がありますが、このような農家を援助する制度は、ほかには考えておられませんか、お尋ねします。

観 光 経 済 課 長 まず、先に頂きました質問の有害鳥獣設置材料費につきましては、以前、令

和3年度までは10アールという制限がございましたが、令和4年度から5アールということで、なるべく農家の方が使いやすいようなことで改善を進めております。その他につきましては、そういった広域防護柵のほかに、各種農業の補助をしておりまして、答弁書にもありました新規就農者担い手支援補助金のほか、町の農機具の電動化補助金といったものや、農業者向けの収入保険加入促進補助金、または豪雨による被害を受けた場合、農地の復旧に対する被災農地復旧事業補助金や熊スプレーの補助金とか、各種町の単独の補助金としては、2市8町では一番充実している状況でございます。

11番 飯 田 まあ、いろいろあることは分かりました。またさらにですね、もっとこうい うことをやったら農家の支援につながるんじゃないかというふうなものがあっ たら、また研究をしていただきたいと思います。

次にですね、環境の影響に移ります。回答の中にある、そのとおりだと思います。また、農家の経営、遊休農地や耕作を放棄することで雑草の繁茂が挙げられるとの御回答ですが、確かに近隣にお住まいの方とか、真面目に農業に取り組んでおられる方から、雑草の繁茂に対する苦情が上がっています。増え続ける遊休農地に対する対策はどのように行っていますか。

観光経済課長 一つの取組としましては、里地里山保全・再生事業というのがございます。 里地・里山の保全誘致、再生利用・活用に関する事業を推進しまして、地域の 活性化及び里地里山の多面的な機能を次世代に引き継いで、地域の振興を図っ ていくものでございます。県費補助事業で、補助率10分の10で実施しておりま す。

具体的には、補助を受けているのは3団体ございまして、1団体目が寄口ウバイの会、これは宇津茂の畑と樹園地でございます。2つ目は土佐原さくらの会、畑でございます。3つ目は寄の里さくらの会、田、畑が指定されております。いずれも地域住民の主体的な活動により、その保全・再生・活用が図られていると県が認めている地域でございます。そういった取組をしておりまして、遊休農地の改善に努めておるところでございます。

11番 飯 田 今、里地里山保全事業で、寄の3団体に登録してもらっているというふうな

ことなんですが、中にはですね、本当にこれでいいのかなというふうな管理を しているような部分もありますのでね、その辺はしっかりと指導していただき たいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

日本には農業が盛んな地域が多くありますが、害獣による被害が深刻化し、 耕作放棄地の増加につながっているケースも少なくありません。代表的な害獣 としては、イノシシやシカなどが挙げられます。畑ののり面などは、シカやイ ノシシなどが下ったり上ったりするため、またのり面の草刈りをして草を放置 しておくと、草の下に湧くミミズを狙って、のり面が荒らされます。また、の り面を荒らされた後、大雨が降ると、まさに今年の8月27日から9月1日まで 6日間において台風10号などの影響による大雨では、のり面の下の畑や農道へ の土砂崩れが多く発生し、大きな影響を受けたことは記憶に新しいことと思い ます。農作物を食い荒らしたり農地を荒らしたりすることによって、農家の生 活や農業の継続が脅かされてしまいます。農地が荒らされることによって、土 壌が荒れ、肥料や水分が逃げやすくなってしまいます。そのため、農作物の生 育が悪くなり、収穫量が減少するという悪影響も出てしまうのです。

害獣駆除には人手が必要であり、コストもかかります。害獣によっては繁殖力が高く、駆除してもまたすぐに増えてしまいます。遊休農地が増えて土地が荒れてしまうと、二次災害が起こる可能性があります。耕作放棄地を防止するためには、害獣駆除に取り組むことが必要不可欠なことは言うまでもありません。環境の面での対策は何かお考えでしょうか。

観光経済課長

先ほどの答弁で重ならないない部分で説明いたしますと、できるだけ有害鳥獣に遭わないような取組みを継続して実施しています。毎年4月1日から6月30日までは鳥獣保護法に基づき、また7月から3月31日までは特措法という法律に基づき、ニホンジカの管理捕獲と鳥獣類の有害捕獲を行っております。さらに11月15日から2月15日まで、狩猟鳥獣48種を鳥獣保護法による登録狩猟を行っております。これは猟友会の皆様の御協力に伴って実施してきているものでございます。先ほどと重なる部分については、広域防護柵の補修及び維持管理を継続するとともに、各農家による小規模の防護柵の設置についても、材料

費の補助を行うことで被害の軽減を図っているところでございます。

また、狩猟の免許取得時の助成を松田町は行っております。ハンター塾により新たな捕獲の担い手の図っているというのも町の施策の一つでございます。

また、足柄ジビエ工房の設置によりまして、捕獲者の処理負担の軽減やインセンティブの付与による捕獲量の増大を図りまして、被害を軽減しているところでございます。

さらに、町農業委員会との連携によりまして、先ほどの農地パトロールなんですが、耕作放棄地の減少及び農作物被害の減少を農地パトロールによって努めておるところでございます。

適切な被害対策を実施するため、被害届の提出、周知徹底など、正確な被害 状況の把握を行っています。これは町が行うとともに、かながわ西湘農業協同 組合から農業者へ依頼します鳥獣被害届けの回覧に、鳥獣被害対策の町制度の 周知を図るとともに、鳥獣被害状況の把握を農協に提出しまして、町もそれを 共有しているところでございます。こういった手厚い取組をいたしております。

11番 飯 田 農協との連携も非常に大切だと思いますので、その辺を今後ともしっかりで すね、やっていただければと思います。

3番目に移ります。第6次総合計画の松田町後期まちづくりアクションプログラムの中で、都市住民との交流による農業の推進、体験農園の推進、2023年から2026年の計画で事業推進を掲げていますが、状況はいかがでしょうか。また、付加価値農業の推進加工場等の基盤を整備し、6次化を推進することで農業の所得向上に取り組みますとありますが、この状況もお知らせください。

観光経済課長 都市住民との交流によります観光農業の推進という件に関しましては、みかんオーナー制度等で推進を図っておるところでございますが、近年ではみかん農家の方が減少しておりまして、現在は8つのオーナーということで、年々減少している傾向がございます。6次化につきましては、松田ブランド認定制度を利用しまして、6次化に向けて共有を、町として進めておるところでございます。

ブランド品としましては、これまでサクラマスの燻製、おひるねミカンジュ

ース、丹沢大山茶、乾燥キクラゲ等がございます。これは町のふるさと納税の 返礼品になっております。また、町と大学生、協働しまして、松田みかんラボ として、摘果ミカンの抽出しまして、製油を使ったものを製品化しまして、産 業観光まつり等で紹介して資源活用を図っております。こういったことで新た な町の特産品を目指しておるところでございます。

今後につきましても、ミカンやお茶など、既存の農産物に付加価値をつけることを継続して取り組むとともに、新たな農産物にチャレンジする方にも支援できるように、松田ブランド制度を見直ししたものでございます。さらに町では農林水産物を利用した特産品の開発推進ができるよう、改めて地域の農業支援や加工技術等に関する情報を集めまして、荒廃地でも、遊休地でも栽培可能な作物等も検討してまいりたいと思っております。以上です。

11番 飯 田 いろいろやっていることは分かりましたけど、多くのものがですね、2023年 以前のもので、おひるねミカンジュースなんていうのはもっと前ですよね。私 が聞いたのは、2023年から2026年アクションプラン後の年度の中でね、どうい うふうな成果が上がったかというふうなことをお聞きしたかったんですが。ま あ、大体傾向としては分かりましたから、いいです。

またですね、ある学者によりますと、この先まだ遊休農地が増え続けるであろうと。そして農地の価格が下がったところで、株式会社化した農業生産法人、大手スーパー、大手外食産業が農地を買いあさり、そういった企業などが今の農家に代わって農業を行うであろうというふうなことを言っている学者もいます。これは条件のよい農地であり、松田のような中山間部では多分対象外だというふうに思います。

そうした場合ですね、地域の農業がどうなっていくのか、ちょっと心配されますが、伊豆の松崎町に岩部棚田という、その名のとおりの棚田があります。ここはですね、1999年の棚田百選選定時に90%以上が耕作放棄されていたことを理由に、候補に上がりながら選定されなかった棚田です。その後、地元の住民が中心になり、大々的な復田及びオーナー制度の整備などで、富士山と駿河湾を見下ろせる絶景棚田として復活したそうです。これは静岡県にある常葉学

園大学社会環境学部の学生によるSNSを活用した情報発信など、一般ボランティアの協力があってのことだということです。今では岩部棚田の特徴を生かしたイベント企画で、都市や周辺地域へ協力者の拡大を目指しているそうです。今、寄地区では、先ほどの話のとおり、遊休農地が増加しており、いろいろな理由で耕作放棄、環境悪化などに悩まされています。先ほどのですね、ちょっとよく分からなかったんですけど、回答の中で、農地中間管理機構のもとで農地を貸し出しする方と借り入れる方、それぞれが農地バンクに登録を行った上でマッチングする制度、本町での実績はない状況というふうな回答がありましたが、そのちょっと前にですね、本町では28年から実績があり、令和5年度は3件、令和6年度は現時点では7件の見込みがありますと、貸付希望ですね。これはどういう…ちょっと話が全然逆なんですが。このちょっと説明をお願いできますか。

観光経済課長

3点目の御質問に今後の遊休農地の対策についてということで、主な取組を3点回答させていただきました。2点目は、今、議員さんがその質問のとおり、農地バンクの実績のことでございます。その大きく3点という、3点目は令和5年度から農地中間管理機構で新たに取組制度ができた遊休農地解消緊急対策事業というものでございまして、これはいわゆる農地中間管理機構、農地バンクを通しての活用でございます。抜根等をしてくださる方とか、荒れた農地をどうするかといったものでございますが、それに関しては実質、実績はゼロというものでございます。なので、施策として取り組んでいるのは、大きく3点のうち2点目は実績がありまして、3点目は実績がなかったというものでございます。

11番 飯 田 ということは、本町での実績がないというのは、もう荒廃してしまった農地 を借りる方はいなかったということで、その前の何件かあったのは、これは耕 作されている土地を借りたということですよね。

観光経済課長 2点目は農地中間管理機構を通して貸し借りがあったものでございまして、3点目につきましては農地として復旧するのが困難な農地について、抜根等や 重機を使った、重機を使って抜根等や、そういった荒れた農地について、農地 中間管理機構の制度を使って復旧したというのは今のところ現状ではないという実績でございます。

11番 飯 田 分かりました。今ですね、寄ではですね、地元の人とよく話をしますと、ただでもいいから畑を耕作してくれる人はいないだろうかといった話をよく聞きます。寄でですね、金を払ってまで借りる人はいないだろうというふうなことでですね、一度耕作放棄地にしてしまうと、元に戻すのに何年もかかり、大変だということがあります。それだったら、無料で貸して、必要なときに返してくれれば助かるということだと思います。

そこでですね、提案があります。今、松田町では東海大学、立花学園高等学 校などと協働のまちづくりを目指して包括連携協定を結んでいます。その中の 協定内容には、地域づくり、まちづくりの推進に関すること、観光まちづくり 振興、産業振興など地域経済の発展に関すること、目的実現のために必要な連 携協力に関することなどが明記されています。興味ある学生さんたちの自由参 加でSNSなどを通じて情報発信や会員募集などできないかということと、そ れと一般ボランティア、例えば百年記の焼酎を作ったとき、2万円会費にもか かわらず、204人の個人一般会員が集まりました。それと、人数は少なくとも よいので、各自治体から農業を少し知っている人で、人数は少なくてよいので、 そういった人々で少人数のグループをつくり、遊休農地を再生させる目的のチ ームをつくり、そして遊休農地を開墾し、農地に換えたら、ボランティアの人 には無料でその畑を使っていただき、自分の好きな農作物を自由に作ってもよ いと。必要なら地元の人がいろいろ相談に乗れる。細かい部分は検討していか なければなりませんが、大筋でそのようなシステムの遊休農地撲滅プロジェク トができたらすばらしいと思います。そして、そのようなチームは将来的に各 自治体にできたら、地域の活性化、遊休農地の減少、都市と農村との交流人口 の増加はもとより、新しい血を入れることにより、固定観念でしか物事を考え られなかったものが、新たな特産品に結びつくことも考えられます。そして、 中山間地域の農業に関心を持った新規就農者の受入れにつながるかもしれない と思います。

このような考え方に対して、町のほうはどのようにお考えでしょうか。

なり立たないものでございます。その際にはぜひお願いしたいと思いますが、

町も、ほかの町もですね、遊休農地の課題というのは大変なものでございます。

先ほど人・農地プラン、地域計画というのが10年後の農地の在り方というのを

今考えておりますが、それも想像できないような状況がございます。なるべく

そうならないように、遊休農地のマッチング等、または新しい施策を取り組ん

観光経済課長 御提案ありがとうございます。町と包括連携の締結や覚書の締結をしている立花学園高等学校、東海大学、昭和女子大学については、御承知のとおり松田町と旧寄村の合併の70周年を記念する商品の記念商品をつくる会で、芋焼酎を作るというのを取組を進めている中で、この学生たちが収穫をしていただきまして、それを静岡市へ持ち込んだというものがございます。収穫体験をしていただいたと、いただきました。そういった既に取り組んでいるものもございます。また、旧寄中学校で予定されています農業アカデミーが開講された際には、今後耕作放棄地のそういった取組も学んでいくかと思われます。題材として上がっていくと思われます。御提案いただきました取組は一つの選択肢でございますが、それをやるのにはやはり地元の方の理解と協力がなければ、なかなか

日 やっぱり遊休農地の解消がいろんな面でですね、例えば動物のすみかから農地を守る、あるいは先ほど言いましたのり面を荒らさなくて済むとかですね、いろいろ近くにもそういうふうな耕作放棄地で草が生い茂っているところがあって、そこにすみ着いちゃっているというふうなケースもありますのでね、やはり奥へですね、いろいろな獣害を追い払うためには、やっぱり近場からきれいに農地をしていかないと、なかなか難しいのかなというふうに思いますので、いろいろ方法はあるんでしょうが、こういったことも松崎のほうではですね、成功しているというふうなことでですね、ぜひ検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

だ中で、遊休農地の解消に努めてまいりたいと思います。

以上で一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第4号、飯田一君の一般質問を終わります。

録画の準備をするので、少しお待ちください。

受付番号第5号、井上栄一君の一般質問を許します。登壇願います。

9 番 井 上 それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問を行わせていただきます。 受付番号第5号、質問議員、第9番 井上栄一。件名、松田町寄自然休養村管 理センターの今後及び災害時の生活用水について。

要旨。1、昭和53年に建築された寄自然休養村管理センターは、築46年となり老朽化していますが、ここで町も改修の方向性をもって対応されているようです。寄地区の中心的な位置づけとなっている同センターの改築・改修をどのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

2、8月9日に神奈川県西部を震源とする震度5弱の地震が発生し、配水池の緊急遮断弁が作動し、町内において数時間断水といった事態が生じました。 こうした災害が発生した場合の実際の生活用水の確保策に対し、どのように対応されるのか伺います。よろしくお願いをいたします。

町 長 それでは、井上議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず1つ目の御質問にお答えいたします。本町では都市部に住む人々に憩いの場を提供し、寄地区の自然を生かした観光農林業を計画的・組織的に進めていくため、昭和48年3月に国から自然休養村に指定され、国の補助事業を活用して様々な施設の整備を行っております。

御質問の寄自然休養村管理センターにつきましては、松田町寄自然休養村事業を総合的に推進し、観光農業の促進を図るとともに、健全な休養と研修の場を提供することを目的として、昭和52年度に総事業費5億4,500万円で、このうち国・県から自然休養村整備事業補助金として6割の3億2,700万円の交付を頂き、昭和53年に建築したもので、築46年が経過しております。

今後の改築・改修の方向性につきましては、これまでのまちづくり座談会にて要望やニーズなどをお伺いし、さらには令和5年度に設置いたしました寄地区活性化協議会の中での提案を参考に、資材や物価高騰など、現在の社会情勢等を踏まえて、基本的には現施設を大規模な改修工事で対応するのが望ましいと考えております。改修後のセンターの施設の機能等につきましては、昨今の

観光ニーズを満たし、また各種意見・要望等を踏まえ、次の3点を考慮した改修工事を考えております。

1点目は、寄地区の観光の核となる施設として求められる総合的な窓口機能を十分に備えること。2つ目に、情報発信の機能として、サイネージ活用などデジタル化を推進すること。3つ目は、地域内の商店の閉店により買物をする場所が限られているという状況があるため、地域の人々が集う場所並びに生活必需品はもちろん、観光客向けに地域の特産品の販売、さらには地域の魅力を発信の強化を図ることを兼ね備えた施設へのリニューアルを考えております。

そのため、現在デジタル田園都市国家構想交付金のうち、拠点整備推進交付金の活用による施設改修工事を行うことを予定し、交付金の申請後、採択を受けましたら令和7年度中に工事完了を目指してまいりたいというふうに考えております。

2つ目の御質問にお答えをいたします。緊急遮断弁は、町内17か所のうち主要な6か所の配水池に設置しており、震度5以上の地震を感知すると自動的に作動し、管の破損、破裂などによる配水池からの水の流出を防ぐ仕組みとなっておりますので、8月9日の地震時には遮断機能が作動したものでございます。これにより災害時の飲料水の確保のほか、病院や避難所への緊急拠点への給水、火災時の消火用水など、水を確保することができる仕組みとなっております。

さて、災害時の生活用水の確保を含む給水活動は、発災後、時系列的にその場の状況の変化によって対応することになります。発災から3日目までの即応救護時は、町は命に関わる飲料水を重視いたしますので、町民の皆様には3日分の飲料水の備蓄をお願いしております。また、町の備蓄では500ミリリットルのペットボトル1万本や耐震性貯水槽には合わせて全町民1人当たり3日分の飲料水を確保しております。次に、発災後4日目から1週間までの応急救援活動では、町は指定避難所に給水所を開設し、1日当たり1人10リットルの基準で飲料水及びトイレ、洗濯、手洗いなどに使う生活用水として提供いたします。

これまでの災害、例えば能登半島地震などの事例から想定いたしますと、こ

の段階では国・神奈川県への支援要望により、人的・物的支援や防災協定を締結いたしました自治体や日本水道協会などからの水の救援があるものと考えております。災害が大きい場合は、近傍の市町自治体は、同時に被災している可能性があり、支援を期待することができないことも想定されますので、千葉県横芝光町や長野県千曲市などの遠方の自治体からの支援を頂けるよう、体制範囲を広げています。また、防災協定を締結いたしました民間企業の日本BCPや富士忍野名水及び富嶽通運から飲料水としてだけでなく生活用水の補給や配水用車両の手配など、民生支援を頂くよう調整もしております。

発災後1週間から2週間までの応急救援活動では、1日当たり1人20リットル基準へ生活用水を増量し、水トレーラーやタンクの支援による給水所の増設、水タンク車など配水用車両の増加などを調整します。さらに、復旧が長期間にわたる場合は、町の福祉センターの水については井戸水でございますので、浴場を開放するとともに、国へ屋外入浴支援を要望するなど、民生支援の維持強化を図ってまいります。

なお、町の配水池にある水だけに限って申し上げますと、最大で497万リットルあることになります。飲料水と生活用水を合わせて1人30リットル給水で換算したとしても、16万6,000人分、16日分となり、基本的には生活用水は十分確保できると考えております。命に関わる飲料水は、町単独で確保し、生活支援に関する生活用水や給水活動は国、神奈川県、協定関係機関、各家庭、個人などの各種の支援や備蓄と合わせて確保され、さらに配水池に確保している水により十分な給水活動を順次実施することができると考えております。また、今後も給水に関する装備品の購入を図るなど、町の給水能力を向上させ、体制を整えてまいりたいとも考えております。以上でございます。

9 番 井 上 それでは再質問をさせていただきます。まず1点目のですね、寄自然休養村管理センターの改築・改修についてです。今も答弁の中でですね、座談会で要望ニーズを聞き、住民のほうの要望をお聞きしたということとですね、令和5年に設置した寄地区活性化協議会の中での提案という回答がございました。町民からのですね、要望というものは、どういったものが具体的にですね、あっ

たのか。寄地区活性化協議会における住民の提案というものは、どのような提案だったのか。これらは地区の住民が寄自然休養村管理センターの今後のですね、やはり機能、方向性をどう考えているかということを示すものだというふうに考えますので、それらについてですね、町民のほうの意向について説明をお願いをしたいと思います。

観光経済課長

協議会は、松田町総合計画審議会の会長を代表としまして、それぞれの会の 団体の代表をする方で構成された組織でございます。具体的には、寄地区振興 協議会、自然休養村運営協議会、松田町自治会長連絡協議会の副会長、または 寄小学校長、寄地区の公共施設用地の地権者、公募による委員、こちらは2名 おられたんですが、寄にお住まいの方2名を登用いたしました。そういった構 成メンバーによりまして、地域が抱える人口減少等による社会課題の解決や、 地域活性化に向けた取組等を協議をいただきました。令和5年度から協議を行 っておりまして、令和6年度現在も協議をしていただいておるところでござい ます。

御質問の協議会での意見ということでございますが、令和5年度の協議の中で、3点題材が大きくありまして、1点目が地域の活性化についてと、2点目が人口減少の対策について、3点目は令和6年度の協議会の進め方についてという、5年度の話合いの結果が提案がありました中で、自然休養村管理センターにつきましては、寄地区に点在する観光資源などについて、利用者ニーズに合ったものヘリニューアルが必要だということで、寄自然休養村管理センターの利便性向上に向けた改修が必要ではないかといった御意見がございました。

また、寄自然休養村管理センターのオペレーション機能の充実も必要ではないかというような御意見もございました。

また、寄全体の観光振興を図る組織づくり、例えば観光協会を一部移転するとか、そういった御意見もございました。

そういった御意見があった中で、座談会についても毎年のように行っておりますが、これまでの座談会でも寄自然休養村管理センターのそろそろ建て替えたほうがいいんではないかというような改修を望むような声もございました。

それと、さらにちょっと遡りますと、平成29年度にYHVというのがございまして、YHVの報告書によりますと、短期的・中期的・長期的の取組として提言がなされたものでございまして、管理センターについては短期的な取組は寄の情報の紹介スペースの充実を図ったというのがございました。中期的な取組としては、利用者の集う仕掛けの設置が必要ではないかというものがございました。長期的な取組としましては、個人客も泊まれる個室の整備、1階のスペースの改修など、こういった御意見がございました。

このように、これまで繰り返し座談会や協議会、YHV、こういった機会を 捉えまして、住民の声を聞いてまいったところでございます。以上です。

- 9 番 井 上 今のお聞きした内容で、多分座談会というのは、町政懇談会というふうな意味の中であったということで、改修を望むという、その一言だけだったんですけれども、それ以外は出てないというふうに理解してよろしいんですか。それともかなりそういう改修を望む声というのが多かったのか。ただ改修を望みますというだけでは、やはりそういう座談会の中での声としてはね、こういうことが機能として必要なので、こういうふうに改修をしていただきたいというふうにですね、出るのではないかなというふうに思いましたが、そういうことではなく、単純に改修を、古くなったから新しく改修をしてほしいと、そういう声だったのか、その辺についてはいかがでしょうか。
- 観光経済課長 単に改修が必要じゃないかというような御意見と、一方では管理センターが 核となっている施設でございますので、観光の情報だけではなくて、あらゆる 情報というのの発信の場であってほしいというような御意見もございました。 観光以外の情報も発信したらどうかという、できるような場所になってほしい というような御意見がございました。
- 9 番 井 上 そういった声が座談会、活性化協議会の提案だったということで理解をさせていただきますが、寄地区のですね、寄地区活性化協議会に参加された方のちょっと個人的な声というのがですね、やはり聞こえてきているんですけれども、大分ですね、その活性化協議会の中で、1年半、様々な課題、その中に寄自然体養村管理センターの今後についてという話合いも活発に行われてきたという

ふうに聞こえています。やはり今まで1年半ですね、そういった協議会の中でお話をされていた内容がですね、と違う内容がですね、ここで提示をされてしまったという意見がございました。1年半前からの寄地区の活性化協議会の検討内容とですね、今、町長のほうの答弁でありました観光の総合窓口、情報デジタル化の発信、特産品等の販売というものが結構入れ違っているような形で、寄地区住民の声としてですね、感じているのではないかなというふうに私としては思いますが、その点についてはですね、町のほうの考え方と協議会の委員の考え方、寄地区住民の声というものがどのように乖離をしているのか、お分かりになればですね、回答をお願いをしたいと思います。

参事兼政策推進課長

まずですね、今の御質問にお答えさせていただきます。寄地区活性化協議会ということで、令和5年度から進めてきたことがございます。こちらにつきましては、令和6年の8月にですね、町のほうに報告書が上がってございます。この会議の中で、私も参加しておりますので、おおむねですね、その辺の情報共有はしておりますので、まずこの1年半の中でですね、あらゆる視察をしたり、寄地区に即した形で、今後何が必要なのかというところで、この目的がですね、やっぱり寄幼稚園、小学校のですね、存続ということを目的に進めているという形、そこが人口増加につなげていくというところの中で議論をさせていただきました。

その中で、寄の管理センターにつきましては、当初ですね、いろんな意見もありました。その中の一つとしてまとめた報告書にはですね、管理センターの改修に際しては入浴施設の整備と、まきボイラーの設置を検討されたいというところの報告が上がってございます。これを受けて、令和6年度の1回目、2回目の会議の中ではですね、そもそもこの管理センターを改修する機能を議論する場所ではないという形に変わっています。というのが、最終的に地域内を結ぶ交流拠点のハブの機能をどうしていくのかというところの議論の中でですね、施設の機能を議論するところではなく、そこの機能等を生かして、どういうソフト事業をしてハブにつなげるかというところが議論されて、現在に至っているところでございますので、そういう機能につきましては、それは町のほ

うで十分議論していただければいいのではないかというのが最終的な報告に今なっている状況ですので、そうした中でですね、今後管理センターをどのようにしていくかというところについての議論の前に、まず地域活性化協議会の中ではソフト事業をどう結びつけて、例えばですけれども、その中ではですね、その委員さんの中で1人ですね、鎌倉のほうでですね、施設の人工芝を作って、いろんな機能の中で交流のハブとして今やっていますというようなビデオを見ながらですね、こうしたことが拠点の一つとしてやっていこうというふうなことですね、今後進めていこうという結果になっておりますので、現状は管理センターというところの機能というところでは、議論はされていないというところでございます。以上です。

- 9 番 井 上 今の答弁をまとめますと、活性化協議会の中の意見としてはですね、管理センターの改修といった部分については、町が進めるべきだと。協議会のほうとしては、やはり機能内のハブとしての立ち位置なり、ソフト面での充実というものに対して検討をしていこうということだというふうに理解をいたしました。(私語あり)違うんですか。
- 町 長 今みたいな格好で取られちゃうと、絶対違う方向に行っちゃうので、ちゃんときちっと話しておきます。令和5年にお話をさせていただいて、その議論の結果、先ほど報告があったように、活性化協議会のほうではお風呂を広くしたりとか、トレッキングのお客さんたちを設けて、まきボイラーを使いたいという、正式に報告書をもらっています。一旦、町としては。ただ、これからそこまでの部分はそこまでやって、これからソフトのほうの話に切り換えようとなっただけなので、一切何かその辺の話を、今はしてないだけで、それまでにはそういった話をする機会は十分にあったはずの中から報告をもらっているというふうに理解をしていただきたい。そうしないと、全く何か機能の話は話してないのに、町が何で勝手にやってるのよみたいに取られるのは、すごくちょっとつじつまが合わないことなので、訂正して…訂正というか、そんなふうに御理解ください。以上です。
- 9 番 井 上 今、町長から追加のお話がありました。この辺は議会のほうにはほとんど聞

こえていない内容ですので、私は町民のほうからの声としてですね、あれなんですけれども。今の話をお二方の、政策推進課長と町長の話をまとめますと、令和5年の時点で管理センターのほうの改築の話が具体的に出てきて、入浴施設、まきボイラーがやはり観光面等の中で必要だという報告書が上がってきたと。現時点では、それらの改築・改修については、協議会のほうとしては、それは町のほうに機能面での改修というのは町で検討をしていただきたいということにしたと。協議会のほうとしては、現在はやはり地域内のハブとしての位置づけ、ソフト面での充実をどのように進めていくかということを検討をしていこうというふうになったというふうに理解をしました。

で、今回ですね、答弁の中にありました、ここで大規模改修の方向性として、 国のほうのですね、デジ田の交付金に対する申請とですね、あとは外部的には 寄自然休養村管理センターの改修事業委託に向けたサウンディングを実施をし ているというふうに理解をしたということでよろしいでしょうか。

長 前段のほうはそのように整理していただいて、合っています。全く何か勝手 にやっているように取られちゃうと、おかしな話ですが、正式にちゃんともら ったものをベースにやっていますので。

その後のサウンディングのちょっとお話がありましたけれども、サウンディングというか、そこはですね、我々にはどこがどうとかというよりも、今まで、先ほどちょっとお話とかぶっちゃいますけど、やはり座談会で買物するところないよねとか、要は全体をちょっとまとめなきゃいけないのに、ちょっと観光のハブになってないよねとか、そういったことが本当にあったりとかしていたので、そういったお話をいただいた内容で、今、我々の中でですね、いろいろ計画を立てようというか、立てているような状況です。そこにはですね、冒頭でというか、私の答弁書で書かせて…話をさせていただきましたけれども、やっぱり資材高騰だとか、何かいろんなことを考えると、当然…当然というか、建て替えがいいという話も当然ありますけども、非常に多額なお金がかかってしまうというふうなことの中で、やっぱり今ある建物の外周部は変えずに、中の中で改修をするとなると、それなりの制限が出てきますので、いろんな要望

があったにしても、その中でやっぱり優先順位を立てて、今後もさらに設計を 進めていきたいということも考えています。なので、サウンディングはもう、 そういったお話をいただいている中でのサウンディングは一旦はフィックスま でしてませんけれども、今そういう状態だと。今、これまでのほうがサウンディングをしていたというふうに御理解ください。以上です。

9 番 井 上 今までのですね、状況というのはですね、先ほど今、町長がまとめていただきました、私も理解をいたしましたところだというふうに思います。今これからの自然休養村管理センターの、寄自然休養村管理センターの改修は、これからの事業だということで、その中にですね、これ、今はですね、一般質問の場ということで、一つ私、議員としてですね、考えている中では、寄地区を見た場合にですね、今、寄総合センターということで、実際のですね、施設設置条例の中ではないんですけれども、看板は寄総合センターというふうに看板が掲げてあります寄出張所、寄診療所のですね、施設が老朽化をしているということの中から、この寄総合センターを含めたですね、基幹センターとしての寄自然休養村管理センター…あ、ちょっと自然休養村を入れるのがあれですけれども、寄の管理センター、寄総合管理センター、仮称といったものをですね、検討をしたらどうかというふうに、ちょっと私の意見の中でございます。

これらをですね、寄地区の住民や協議会等のグループ組織に対して、大規模 改修の機能案として提示してね、検討をしていただいたらどうなのかなと。た しか寄自然休養村管理センターは鉄骨造の建物だというふうに理解をしていま す。なので、建て替えはかなり高額な費用がかかりますが、大規模改修の中で ですね、一部出張所、診療所の機能を含めると、一部増築も必要になるかもし れません。こういった考え方もありますが、一般質問の場ということでですね、 担当者、町長のお考えがありましたらですね、お伺いをしたいと思います。

町 長 多分井上さんの質問だろうから、担当者にもしゃべってもらいたいんでしょうけどね。せっかくですから私が話しましょう。おっしゃる提案はですね、本当に前にも考えたこともあるんですけれども、御存じのように今の診療所、出張所がある建物が築たしか30年ちょっとぐらいだったと記憶していますけれど

も、間違っていたらすみません。以前その目の前に農協さんのところ、土地が あって、あの土地を購入、今は購入させてもらっていますけれども、購入する 際、将来的にはあそこに建替えができればというふうな思いがあってあの土地 を購入させていただいた経緯があります。と申しますのが、やはり寄地区全体 を見渡したときに、あの場所が比較的中心部というか、中間にあるというか、 そういったこともあったものですから、あの土地を購入させてもらったという 経緯があります。よって、それとやっぱり築年数を考えるとですね、あの機能 をそのまま移転するというふうなことは、まだちょっと、もうちょっと改修と いいましょうかね、そういったもので成り立っていくようにしていければいい なというふうな思いもありますし、何せ今ちょっと診療所も御存じのように毎 年毎年ちょっと言えば負担が、持ち出しの負担が多いような状況でもあります。 時に、今の基金を改築なり何なりということで、3,000万ぐらいとかという思い もあったりとかしてましたけど、このままいくと四、五年でなくなっちゃうと いうような勢いで、もう急激に基金がなくなってきている以上は、今の状況を 本当に続けられるのかというふうなことも正直ありますので、現状は今のまま のところで、改修等必要な部分をやっていかせていただきたいと。

またですね、今の診療…ごめんなさい。管理センターに増築をすると、おっしゃるとおりできると思いますけども、今、町民の方から要望を得た中でやっていくと、外周部自体の1、2階は、もうあの中で結構ぱんぱんな状態かなというふうに私の中で絵を描いたりとかすると、そんな感じでありますので、診療所と出張所をもってくるとなると、完全にあの施設分の規模感的には増築せにやならないということもあるもので、今回一つ計画するのは、時期的なものと手順と考えると、要望をいただいたハブとか買物をする場所だとか、そういったもの、お風呂の改修工事とか、ああいったものだけに限った中で、また数年後の議論として建て替えだとかいうことはあろうかと思います。その際には、今、寄…時代も多分変わっていると思うので、寄の郵便局さんとかにもですね、お声かけして、郵便局で出張所みたいな機能を全て持ってもらって、そこでひとつ管理してもらうようになってくると、なおいいかなとかという素案といい

ましょうかね、妄想しているような状況です。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございました。大分、最終的にはね、この辺の事業整備というのは、やはりお金の問題になると思います。その中で、やはり効率的な運用をですね、していただくという観点からはですね、そういった方向性なのかなというふうには理解をいたしました。

管理センターのほうの関係で、あとですね、今、例えばお風呂の改修といいましたが、多分、寄地区の活性化協議会のほうでのそういった意見が出たというのは、観光客に対してのやはり登山客とかですね、トレッキング等をされていた方が、やはりそういった施設の中で、今現在もあります、お風呂がありますけれども、しっかりとしたお風呂の整備をされて、そういったところで汗を流して機能が必要だということだと思いますが、今現在ですね、人工芝グラウンドの設置工事が進んでいます。人工芝グラウンドとしての設備が出来上がると、関連施設としてですね、当然、更衣室やシャワールーム、トイレなども施設整備が必要となってくるのではないかなというふうには想定しますが、そういった更衣室、シャワールーム、トイレなどの人工芝グラウンドの関連の施設整備をですね、やはり今言われたお風呂の改修の中にですね、休養村管理センターの大規模改修工事に含んでいこうという考え方があるのか、それはもう別だよと。観光客のための機能面の整備だよということなのかを確認をさせてください。

長 今回まだポンチ絵みたいな状況ですけれども、お風呂は、私の感覚からすると、今の倍の大きさぐらいにして、そこから外に出て、露天風呂みたいな形で、下を掘ったりはするつもりませんけど、一応下に浄化槽とかあったりするので、そこにデッキを張ってそこにぽつんぽつんと置くような、やったり、あとはサウナスペースを作ったりとかというような感じにして、基本的にトレッキングのお客さんも含めて、この人たちだけじゃなくて、今言われてるような方々にも使ってもらえるようにはしたいというふうに考えています。あとは、その方々がやっぱり泊まってもらう形にやっぱりするためのお部屋のつくり方も、やっぱり要望で個室にしたほうがいいとかというお話がありますから、そうい

うふうなことも考えています。その中で、やっぱりこれは足らんよと。ニーズがもうこれだけきちゃって、泊まるところでこうということになると、当然ですけど、今、ほかにも民宿がありますから、民宿の圧迫にならないような状況の中で、泊まる場所とかというのはまた考えなきゃいけないですけど、ただ、手前のシャワー、トイレも身近にやっぱりあったほうがいいということになれば、これはまた地方創生というか、こういった費用じゃないところからの補助金とかもありますので、そういうのを活用させてもらいながら、ニーズに合って対応…ニーズに合うような格好で対応したいというふうには考えております。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございました。寄自然休養村管理センターの改修についてはです ね、そういった中でですね、今後ともやはり地元と、地元の声を聞きながらで すね、進めていっていただきたいというふうに思います。

そこでですね、ここで2点目のほうにですね、移りたいと思います。災害が発生したときの生活用水の確保についてはどうなのかということです。実際に8月にですね、震度5弱の地震が発生をしたということの中で、先ほど答弁の中にあった様々な確保策でですね、災害時・緊急時の対応をされているということで理解をさせていただきましたが、それらに対するちょっと補足のですね、再質問をお願いをしたいと思います。

実際にですね、8月は震度5弱でしたけれども、震度5強以上のですね、災害が発生をするとですね、今日の一般質問の前者の中にもありましたが、水道管の損傷が起きるのではないかとか、それに耐震性をどのようにもたせるかという質問もございましたけれども、今回ですね、震度5強以上の災害が発生をしたとする場合ですね、緊急遮断弁が作動し、6か所の配水池でですね、497万リットルが貯水をしてあるという説明があったんですけれども、まずお聞きしたいのは、この緊急遮断弁がですね、設置してある配水池には当然水は満杯でたまっているわけですよね。そこからですね、水道管が損傷しちゃった場合には、緊急遮断弁をこの8月のように、そこでリセットはできない状態になりますよね。もう水道管の本管が破損をしていると、やはりそこを修理、復旧し

ないと配水池から水が流せない状態だというふうに私は理解をしているんですけれども、そこからですね、497万リットルあるから大丈夫だよという答弁の中では、配水池から直接的に飲料水が給水できるのか。例えば飲料水がその配水池から給水車にですね、積んで各家庭、避難場所とかですね、各家庭等に行くことができるのか。その辺の可能性というのがちょっと分からない点ですので、どうなのかお伺いいたします。

環境上下水道課長

町には車載用の給水タンクというのは3基持っております。なので、緊急遮 断弁が落ちた配水池のところに行きまして、そこで水を入れて、各避難所のと ころに持って行くことができます。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございます。じゃあ、その配水池のところに給水車のタンクへ直接的にホース等で給水ができるということで理解をさせていただきました。先ほどのですね、最初の町長の答弁の中では、最初のですね、災害発生した3日間は各町民において3日間の飲料水を備蓄をしてくださいという説明があって、その後はですね、指定避難所に給水所を開設をして、給水車で対応するなり、また近隣からの応援等を時系列的に対応できているよという説明、答弁がありました。

その中でですね、やはりちょっと確認したいんですけれども、能登半島地震の発生状況を見ますとですね、かなり道路が破損をしていると。状況とか地形とか地質というのが違うよということかはよく分かりませんが、松田町の場合にはかなり土砂崩れの警戒区域というのが、かなり大きな面で松田山からそういった土砂崩れが想定をされる部分もあります。道路自体もですね、陥没が起こるという可能性もあります。本当に松田町の東名の近くには、活断層も走っているというふうに理解をしています。

そういった中で、今現在ですね、給水車の出動を期待をするんですけれども、 道路の破損状況からですね、給水車の活動というのはどうなのか。何とかね、 例えば四輪駆動車等でですね、どこでも行けますよというふうな状況なのかど うなのか、その辺についてはいかがでしょうか。

安全防災担当室長 議員さんの質問にお答えします。基本的には災害が起きたときの支援の中に

は、道路の警戒、道路の開放というのも入ってきます。当然、支援をもらったところは自衛隊車両等はその道路の破損状況を考えて、小さな小型トラックに水タンク車等を積んで支援するような車両を頂けるし、かつその道路の状況を見て、警戒して進むような編成で来ていただけることを考えると、思ってます。また、民間企業と提携を結んでいる日本BCPとは、水タンク車といいまして、幅が全部中型以下の小さいもので、その松田のような小さい道路でも支援していただけるように、2トン車の水トレーラーを調整しています。そういうところを組み合わせれば、そのときの当然状況にもよりますけれども、配水というのができるのではないかと考えています。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございました。何とか道路が陥没・隆起をしていても2トン車という大きくない、大型車両でないものについては対応ができるということで理解をさせていただきました。

その中で、答弁の中でですね、あと確認…答弁の中でちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、あと町のですね、配水池とですね、自分で用意をするペットボトル等の話もありました。もう1点ちょっと確認をさせていただきたいのが、耐震性貯水槽でですね、全町民3日分の飲料水が確保されているというふう答弁の箇所がありましたけれども、これはたしかですね、町内3か所、松中、松小とこの松田町庁舎ですね、松田町役場の3か所がその耐震性貯水槽なのかなというふうに思っていますが、そのことでよろしいのか。これはですね、寄地区には耐震性貯水槽というのは今の時点では対応されているのか。そこをちょっと確認をさせてください。

安全防災担当室長

質問にお答えします。耐震性貯水槽は、今話にあったとおり、松田のほうに 3か所となっています。寄のほうは、ペットボトルの備蓄数なんですけれども、 松田の基準より3倍今上げていまして、備蓄量を上げております。防災として 管理するところは、そういった備蓄数の、食糧もそうなんですけれども、3倍 から5倍というところを管理して、当面の当初の緊急的な段階は耐え得るよう に備蓄を図っています。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございました。なかなか耐震性貯水槽はですね、設備的に大変で、

それだけ単独ということはですね、難しいかなと思いますが、今、寄小学校の建設、建て替えですね、等を検討されているというところで、そういった中にですね、寄地区の耐震性貯水槽をどうされるのか。町長のお考えがあればお伺いをしたいと思います。

町 長 御質問にですけども、寄小学校については恐縮ですけど、改修工事を予定しているので、建て替えではございません。まず1点ね。

ただ、耐震性貯留槽、貯水槽の話につきましては、前回も議員さんから御質問頂き、寄に必要かどうかというのも含めながら、今検討しながらですね、やっているところでもございます。現在のところは、寄小のところに設置するというのは今、検討してなかったので、その辺もちょっと必要であればもうちょっと防災と調整しながら考えたいと思います。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございました。町内3か所あれば寄1か所というのがやはり町民 からの希望ではないかなというふうに思いますので、検討をよろしくお願いを したいと思います。

最後になりますけれども、今ですね、飲料水等については、全般的にこういうふうな体制の中で、災害時の対応としてはですね、町としては十分な対応策をやられているのかなというふうに思いますが、以前ですね、今回私がこの一般質問をさせていただいたのは、以前、自分の家にですね、井戸があって、水質検査されていたんですけれども、ここで断水等が、地震による断水等があったので、そういった井戸水の検査というのは、なくなっちゃったのかという声の中で、今回の一般質問をさせていただきました。飲料水だけでなく、やはり生活用水をですね…も必要になってくると。1人、基準では20リッターということですけれども、外部に頼ることでなく、近隣の人がですね、井戸水を利用するためのですね、井戸水等の水質検査をですね、年1回、たしか以前は年1回程度の水質検査ではなかったのかなというふうに思いますが、そういった水質検査を復活させてですね、災害時の住民に対応する生活用水を確保されることについてのお考えをお伺いをして終わりたいと思います。

議 長 安全防災担当室長、簡潔にお願いします。

安全防災担当室長 井戸水の検査は、平成29年までやっていただいている情報を確認しております。それでですね、今、議員さんがおられたのは、防水井戸という今、全国的にはやっているところの運用だと思うんですけれども、その防水井戸の運用というのは、この町ではやっておりませんので、その内容を確認をいたしまして、どういう運用ができるのか、こちらのほうで検討したいと思います。以上です。

9 番 井 上 終わります。ありがとうございました。

議 長 以上、受付番号第5号、井上栄一君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。14時50分から再開いたします。 (14時33分)

2 番 武 尾 議長のお許しを得て、一般質問をさせていただきます。受付番号第6号、質 問議員、第2番 武尾哲治。件名、松田町の待機児童の現状と対策について。

> 要旨。町は子ども・子育て支援事業の計画にのっとり、子育て支援の充実に 取り組まれていますが、次の点について伺います。

- 1、待機児童の現状を確認させてください。国に報告している年度初めの数字と年度途中の数字もお願いいたします。
 - 2、途中入園の申込みもお願いいたします。
- 3、保育士の数は充足していますか。また、処遇改善については、どのよう に取り組まれていますか。以上です。

町 長 それでは、武尾議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問の待機児童についてでございますが、国が定めるルールに基づき、待機児童として対象になった人数を申し上げますと、令和6年4月1日時点での待機児童数は、1歳児クラスのみで3名となっておりました。令和6年11月末日時点での待機児童数は、0歳児で2名、1歳児で2名となっております。なお、年度初めで大方の定員が埋まるために、ほかの子の退所を待たなければ入所できないという場合もございます。年度途中の入所、特に年度後半にかけては例年入所、途中入所が難しい状況でもございます。

続きまして、2点目の御質問にお答えをいたします。途中入所の申込みにつ

いてでございますが、随時申込みを受け付けており、手続といたしましては保育の要件を満たしているかを確認した上で、入所希望の前々月の末日までに申込みを完了した方を対象に、入所の調整協議を行っております。また、第1希望の保育所が受入れ不可で保留となっている方が、第2希望の保育所に入所が決まったとしても、第1希望の入所希望を継続されている場合には、次月以降も入所の調整協議は継続している状況でございます。

続きまして、3点目の御質問にお答えいたします。町内の対象となる保育施設は、さくら保育園となのはな保育園、2園となります。保育士については、なのはな保育園は充足しておりますが、さくら保育園は児童の定員数が大きいため、必要とする保育士の人数も多く、年によっては確保が難しいクラスがあると伺っております。

処遇改善につきましては、事業所が職員の技能や経験年数、職責等に応じて 処遇改善を実施した場合の加算でありますが、国が決定した公定価格による処 遇改善に基づき給付をしております。

現在実施している町の独自の支援といたしましては、配置基準を超えて雇用する保育士の雇用経費、個別に支援が必要な児童の保育に伴う保育士の雇用経費として活用できるよう、保育対策支援事業補助金を計上し、支援を行っております。

今後も引き続き適切な処遇改善が図られ、待機児童を発生させないよう、町 内の2園と連携して取り組んでまいります。以上でございます。

2 番 武 尾 御丁寧な回答、ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。まず1点目と2点目は関連がありますので、併せてさせていただきます。 年度当初と比較すると、1歳児は途中で無事入園され、代わりに途中入園を希望する0歳児がお2人増えたようですが、松田町の傾向としては年齢が低いお子様ほど受入れ先がないように思われますが、その認識でよろしいでしょうか。

子育て健康課長 それでは、議員の御質問にお答えさせていただきます。議員おっしゃるとお りとなりますけれども、特に年齢の低いお子さんの受け入れできる定員が少な いことや、保護者のですね、仕事への復帰による入園希望者が多いこと、また、 保育士の人数に対して子供、児童がですね、定員に達しているため、受入れが できない状況となっております。以上です。

- 2 番 武 尾 ありがとうございました。次に、手続的なことをお伺いします。途中入園を 希望する場合、役場の窓口で申請をして、入所の調整協議が調わなかった場合 に待機となると理解しますが、入園希望の保護者の方の預けようとする目的は 就労が多いのでしょうか。あるいは、ほかに何か理由があれば教えてください。
- 子育て健康課長 ただいまの御質問にお答えいたします。保育所の利用ができる方については、 就労のほか、妊娠、出産、産前・産後の期間ですね、それとかあと保護者が病 気の状態にあるなどが保育所の利用ができる方なんですけれども、議員のおっ しゃるとおり、入園の希望者というのは保護者の就労がですね、ほとんどとい うことでございます。以上です。
- 2 番 武 尾 その場合、待機となった保護者の方は、就労ができなくなってしまい、非常 に厳しい。場合によっては生活が成り立たなくなるほど、せっぱ詰まった状況 になる場合もあると考えられますが、窓口でのやりとりの際、かなり詳細に聞 き取りのようなものはされているんでしょうか、お伺いします。
- 子育て健康課長 保育所に入園を希望される方につきましては、利用者から保育所入所申請書申込書をですね、記載していただくんですけれども、申込み手続が結構複雑であるため、手続の際ですね、個別の状況などを詳しく聞き取った上で、保育所の入所に関することですとか、手続に必要な書類ですとか記載方法など、これらをですね、丁寧に説明をさせていただいて、保護者の方に正確に申込みしていただくよう対応しております。以上です。
- 2 番 武 尾 ありがとうございました。今のお話を聞きますと、現在は入所希望の2か月前に申込みの手続を完了し、その時点から入所の協議が始まりという、そういう手順ですけれども、例えばなんですが、松田町で出産をされる方は、母子手帳が発行されます。その段階で、出産後半年なり1年後なりで入所の希望等のヒアリングを行えば、子育て支援の長期的な計画が立てられて、待機児童減少になるかと思うんですが、いかがでしょうか。

子育て健康課長 妊婦さんや出産された方に入所希望等のヒアリングについてですが、妊娠届

をされて母子健康手帳をお渡しする際には、保健師が面談をさせていただいて、働いていらっしゃる方には今後の仕事の見通しなどをお聞きしながら、確認ができるように、でしたら確認をするようにしております。また、お子様のですね、保育園に預けることを予定されているかというところも、お聞きしております。現段階で入所される予定などの意向を聞いているんですが、出産された場合ですね、赤ちゃん訪問もしているんですが、その際にもですね、同様に今後の仕事の見込みなどをお聞きしながら、確認ができるようでしたらお子様の保育園に預けることを予定されているかなど、現時点で入所の予定などをお聞きしております。

この面談とかですね、赤ちゃんの訪問でお聞きしたことがですね、イコール 今後の保育所の利用人数の予測につながるということではなく、転入・転出の 移動とかですね、出産された方の育児休暇のとり方によっても、保育所の利用 は変わっていくと考えられますので、なかなか見通しとしては立てづらいとこ ろではありますけれども、そのような情報を参考にしていきなからですね、子 ども・子育て支援事業計画、これらのデータも勘案するなど、今後はあらゆる 角度から検証しながら、長期的な見通しを立てていきたいと考えております。 以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございます。現在もその聞き取りは行っているということだったんですけれども、基本的には現在はあくまでも申請を受けてから調整、協議が始まるということなので、より一歩踏み込んだサポート体制ができればですね、保護者の希望に沿った形の保育園の入園ができる。これはですね、町民の生活、保育の安定につながってですね、これからもそのような寄り添った対応をお願いしたいと思います。

それでは、ここで3点目の保育士の数とか処遇の改善についてお聞きします。 御回答を聞く限りでは、課題となっているのは施設の面積などの問題でなくて、 そこで保育をしてくださる働き手の数の問題だったかと思います。前提として、 なぜ待機児童が発生するのか。理由としては、子供を預けて働きたい保護者が 多いが、保育士が少ないという分析でよろしいでしょうか。 子育て健康課長 議員おっしゃるとおりですね、保育士不足というところが主な要因となって おります。以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございました。国の処遇の改善や町独自の施策を行っても、なお さくら保育園に保育士不足が生じるということは、大変危機感を感じます。少 子高齢化に伴う様々な分野での人手不足が言われておりますが、明らかにこれ は園側の問題ではなく、保育業界全体の傾向なのかと考えます。

そこで、町として園と協力して、今後どのような対応がとれるかという視点に立ちお伺いします。保育園では人が足りず、待機児童が発生している一方、町立幼稚園も同じような状況なのかをお伺いします。幼稚園の園児数やクラス数、1クラスの基準のようなものがあれば教えていただきたいと思います。

教 育 課 長 それでは、幼稚園の関係でございますので、私のほうから御回答させていた だきます。現在、幼稚園は2園、御承知のように松田幼稚園と寄幼稚園がござ います。それぞれについて御説明をいたします。

まず、1クラスの基準でございますが、文部科学省が定める幼稚園の設置基準というのがございまして、そちらによりますと1学級の幼児数は35人以下を原則とするというふうになっております。したがいまして、35人までが1クラス、36人になると2クラスになるというような編制基準になってございます。それらを踏まえまして、現在寄幼稚園では10月1日現在の数字でございますが、在籍園児数が、下から、年少児が3名、年中児が1名、年長児が2名の計6名で、各学年1クラスずつの合計3クラスと。職員は、教諭が3名、ALTが1名の体制でございます。

続きまして、松田幼稚園でございます。同じく10月1日現在でございます。 年少児が14名、年中児が25名、年長児が36名で、年少と年中が1クラス、年長 児は36名でございますので、2クラスの編制になっておりまして、合計4クラ スでございます。職員は各クラスに正職員の担任が1人ずつと、ほかに正職員 が1名、また支援教諭と再任用の方、昨年度より寄幼稚園と同様にALTも1 名を専任で配置をして、こちらも英語教育にも取り組んでおりますので、その 方たちを入れると4クラスで、常時5名から約8名の体制で保育を行っている ような状態でございます。

幼稚園につきましては、経験豊かな教諭の指導のもと、30代、20代の教諭がですね、日々の保育の中で経験を積みまして、熱意をもって園児の安全にも十分配慮しながら、丁寧な保育を行っております。以上でございます。

2 番 武 尾 ありがとうございました。今現在ですね、多分来年の園児募集の時期かと思 うんですけれども、来年の見込みはいかがでしょうか。お聞きします。

議 長 幼稚園のほうですね。

教 育 課 長 議員おっしゃるとおりですね、ただいま申込み期間ということで、まだ確定ではございませんけれども、寄幼稚園は同じような園児、クラス数で運営が1クラス、1クラス、1クラスの3クラス、松田幼稚園につきましては、現在の申込み状況から判断いたしますと、来年度年少クラスは1クラスになると。そうすると、今の年長さんの2クラスが小学校入学して浮き上がりますので、1クラス、1クラス、1クラスで、計3クラスになる見込みで、今より1クラス減になる見込みでございます。

2 番 武 尾 ありがとうございました。幼稚園では十分な人員配置であり、子供たちも伸 び伸びと教育を受けている姿が思い浮かびます。

さて、保育園と幼稚園では、その目的や背景の違い、単純に比較はできないと承知しているんですけれども、そこに通う子供たちは未来を担う松田の子供たちです。できることならば、保育や教育を提供する側にも余裕を持って子供たちと接してほしいと考えております。

そこで、最後に町長にお聞きします。幼稚園と保育園の間で先生同士に交流をしてもらいながら保育をすることで、待機児童の解消を図れないか。その可能性をお伺いします。

町 長 御質問ありがとうございました。御質問のとおりですね、子供たちに差があってはいけないというのは、もう承知の上ですし、やっぱり松田幼稚園自体が選ばれてないといいましょうかね、あとは子供全体がやっぱり40人近くしか出産というか、生まれてきてないというのがちょっとあるので、非常に今のこの松田幼稚園の状況が、状況自体も、これがいいことかというのは、ほんといい

とは思ってないところでもございます。ただ、一方でやっぱりそういったニーズが高くなって、保育ニーズが高くなっている件につきましては、先ほど、今の現状は保育士が少ないというのは主なことでもありますけれども、もうそんなに変わらないところぐらいに、多分保育所も少ないのではないかなというふうな感じで、本当に仕事をしたいというニーズが多いのではなかろうかというふうなことを考えております。

それで、現在さくら保育園さんには待機児童がやっぱり出たときに、同じよ うな質問をしたときに、やっぱり先生がいないんだというふうな話のときには、 何かしらの格好で人員を配慮した場合にはどうですかというふうな投げかけは させてもらっています。ですので、やっぱり我々…我々といいましょうかね、 職員さんに関しては、松田町職員なので、松田町の職員としてやはり町民のニ ーズに応えていくというのは、あるべき姿じゃなかろうかというふうに考えて いるところもありますから、さくら保育園さんともよく話をしてですね、さく ら保育園さんからの要望といいましょうか、そういったもの、ましてや受入れ 体制ができた暁にはそういった格好で我々もお願いすることによって、職員の 職のステップアップといいましょうかね、いろんな幼稚園というのは3、4、 5しか預かってないのが、保育園に行けば同じような3、4、5かも分かりま せんし、0、1、2も扱うかも分かりませんけども、スキルアップも図れると いうふうなこともあろうかと思いますので、その辺はお互いのバランスをとっ てですね、とにかく待機児童が出るような町には定住化といいましょうかね、 そこを目指して、分譲地があっても買わないとか、アパートも住まないだとか、 そういう話も聞いているので、とにかく待機児童を出さないという強い気持ち を持って、町全体で取り組んでまいりたいとは考えています。そのような中、 人事交流だとかあるのは、しかるべき姿に移ってくるのではなかろうかと思っ ております。以上です。

2 番 武 尾 この手厚い子育て支援を行うことが、将来の松田町の人口の増加にもつなが ると思います。待機児童の通年でのゼロを目指して、長期的な入所計画または 保育士の確保に御尽力をいただきたいということをお願いして、私の一般質問 を終了させていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第6号、武尾哲治君の一般質問を終わります。

録画の操作の間、少しお待ちください。

受付番号第7号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

8 番 田 代 議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第 7号、質問議員、第8番 田代実。件名、西平畑公園の活性化策について。

> 要旨。西平畑公園は松田山の活性策の目玉として、平成7年にハーブ館及び ガーデンがオープンしてから30年近くが経過しています。しかし、ハーブ館を はじめ公園内に整備された遊具やミニSLなどの施設は老朽化しています。

> 一方、令和5年7月からTUDOI合同会社が指定管理者として管理運営を していますが、収入面で厳しい状況にあるとのことです。そこで、西平畑公園 の今後の活性化策について町長にお伺いいたします。

- 1、公園内の老朽化した施設のリニューアルについて。
- 2、収支面で厳しい状況にある指定管理者について。
- 3、西平畑公園の入込客と年間を通しての活性化策について。

以上のとおりです。なお、回答につきましては、計数等の詳細は担当課長に、 政策的なもの、トップとしての町長のお考えをお願いしたいと思います。よろ しくお願いします。

町 長 それでは、田代議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問につきましては、現在公園内の各施設について、計画 的かつ一体的な整備を進めるべく、指定管理者と定期的な協議を行い、各施設 整備の優先度、重要度について調査検討を進めております。

検討内容のうち、ハーブガーデン内の散策路につきましては、平成6年の開園以来、大規模な整備をしていなく、土どめの杭が老朽化し腐食している箇所がありますので、杭の更新を主とした散策路の整備について調整を図り、官公庁の補助金申請を行ったところ、令和6年11月27日付で補助金交付金の内示を頂きましたので、正式な採択並びに予算の御承認を頂いた場合には、直ちに工事が進められるよう取り組んでいく予定としております。

次に、ふるさと鉄道を走る車両についてでございますが、蒸気機関車、ミニ SLが1台、ロマンスカータイプが1台、ロケット号タイプが1台の計3台を 保有しておりますが、このうち現在、ロマンスカータイプが故障により運行が できない状況でもあります。いずれの車両も導入から約30年を経過しているため、故障により修繕する際の部品調達が安易にできず、直るまでに時間を要している状況でございます。今後もふるさと鉄道ファンの皆様方のためにも、引き続きメンテナンスを行い、予算の確保次第では新規車両の導入を検討するなど、運行を継続してまいりたいとも考えております。

そのほかには、ハーブ館は築27年、子どもの館は築32年、自然館は築31年を 経過しており、徐々に老朽化が進んでいるため、長寿命化などの大規模な改修 工事が必要になりつつあります。

以上のように安全対策として整備を優先的に進める方針でおりますが、今後 西平畑公園内の施設整備計画を策定した上で、整備に必要な予算の確保は最重 要でございますので、今後も指定管理と調整を行い、民間企業の知恵と工夫及 び国・県の補助金を活用しながら、可能な限り計画にのっとった環境整備を行 ってまいりたいとも考えております。

次に、2つ目の質問にお答えをさせていただきます。まず、指定管理者の令和5年7月から令和6年6月までの1年間の決算状況を申し上げますと、約600万円の赤字決算と報告を受けております。昨年から指定管理者の取組として、収入面としてはプールイベント等の新たな定期イベントの開催、支出面としては民間事業者の知見を生かした各種設備の維持管理コストダウン、園内施設の魅力向上のための改修及びハーブガーデンの全体的なリニューアル計画の推進など、赤字経営から脱すべく様々な事業を展開しておられます。

本年度につきましては、桜まつりの入園料を昨年までの300円から500円に変更し、来年度以降の施設整備や運営費に充て、施設全体の運営強化が図られるものと期待をしております。町といたしましても、引き続き指定管理者との定期的な協議を行い、西平畑公園の運営状況を常に確認するとともに、施設の安全管理のための基幹的な調整、自治体が活用可能な補助制度の調査活用など、

公園の健全な運営が持続されますよう、町として行うべきサポートを実施して まいります。

次に、3点目の御質問にお答えいたします。昨年度の西平畑公園の観光入込客数は、まずハーブ館、子どもの館、自然館、ふるさと鉄道を合わせて6万6,535人、イベントにおける来場者数は、きらきらフェスタ、桜まつりと指定管理者による新規イベントを合わせて9万1,992人であり、西平畑公園全体の観光入込客数の合計は15万8,527人でありました。

次に、西平畑公園での年間を通じての活性化策といたしましては、今年度新たに西平畑公園の管理に関する条例を制定し、公園内の各施設を含めて一体の管理運営ができるように整備しましたので、現在西平畑公園が新たな手段の導入により公園全体での利活用が促進できるよう、町と指定管理者で調整を進めております。

具体的には、既存イベントの継続と発展はもとより、通年でお客様に公園にいただけるよう、新たな事業として3点の事業を検討しております。1点目は、桜まつり終了後、4月から6月の来園者数が少ない状況を改善し、この時期にお客様を呼び込むために、ハーブガーデン部分において八重桜のジョイント栽培。2つ目に、ドッグランエリアを設ける。3つ目に、子どもの館、自然館、ふるさと鉄道との連携を強化し、子供や親子向けのイベントを新たに企画・発信してまいりたいとも考えております。

今後につきましても、足柄平野越しに富士山や相模湾が一望できる景勝地の地にあります西平畑公園の魅力を生かしながら、町内外の方々と来場者数がさらに増えるよう、指定管理者との連携を強化すること、また民間事業者の専門知識や手法を生かすことができるなど、新たな手段の導入によるさらなる利活用促進について調整を進めてまいります。以上でございます。

8 番 田 代 それでは、詳細質問に入らせていただきます。まず、質問1点目の関係です。 ハーブガーデンの散策路の整備。官公庁の補助金申請を行って、先月27日に内 示が出たと。直ちに工事が進められるよう取り組む予定ですという回答してい ただきます。これについては、令和6年度の補正で対応なのかと。ただ、もう 桜まつりも始まってしまうので、明許繰越をして7年度に行うのか。または7年度に単独で行うのか。あと工事費ですね。あと工事金額と、その財源内訳、国庫と一般財だと思うんですけど。このことについて詳細の説明をお願いいたします。

- 観光経済課長 11月27日に内示を得ました官公庁の補助金ですが、期間は短いですが、平成 6年度事業として直ちに取り組む予定でございます。総額が500万円で、2分 の1の補助で、町としましては250万円の予算を、この12月の定例会で上程す る…上程しております。約。
- 8 番 田 代 本当に財源が厳しい中で、国庫補助を半額頂いてできると。それも多分、桜 まつりが始まる前に完了していただけるということで、本当に素早い対応あり がとうございます。

次に、2点目の質問に入ります。かなり施設の中で心配されるというか、老朽化しているのがSLですよね。これについては本体の車両の導入も考えていると。あと、線路敷ですか、あれも何かレールが細くて、もう30年ぐらいたっているということで、やはり人を乗せて動く一番のもとの施設なのでね、その辺がいかがなのかと。それとローラー滑り台、耐用年数はもう来ていて、何か故障していて、今、中止で使えないような状況だと思います。これについて、先般の委員会ではすぐに撤去するというお話だったんですけども、それから時間がたっていて、今変わってないようなんですけど、どのような取組をされるのか。この2点についてお願いします。

観光経済課長 ふるさと鉄道につきましては、千葉県に類似した施設がございました。そこで車両を購入する場合をちょっと聞き取りをしたところ、松田町は9インチに対しまして、7.5インチとして、ちょっと小さいサイズなんですが、約、車両を購入すると900万円かかっております。そうしますと、それを考えますと、松田町の場合は、もし車両を購入するとなれば、1,000万円ぐらいかかるのではないかと思われます。

線路につきましては、やはり30年たっていますので、今、修繕、修繕で何と か維持をしているところでございますが、持ち上がっているところを修繕した り、またゆがんでいるところを修繕しているんですが、レールの基礎のゆがみがあるというような状況でございます。鉄道会社、ロマンスカーを整備している会社に、ざっとなんですが、見積りをすると1,000万円以上の、ざっとなんですが、口頭の見積りでありますが、そのくらいかかると言われていますが、詳細は詳細に調べてみなければ額は出せないものでございます。そういった状況でございます。

滑り台につきましては、2面滑り部分がございますが、1面のローラー滑り台は6月にも報告しましたとおり、ローラーの取替えが対応できるメーカーがなくなりまして、在庫や代替品もない状況でございますので、その際、撤去を見込んでおりました。改めて積算した結果、高額な撤去費用がかかる見込みとなったため、ローラー部分を打ち変えるなどして、普通の滑り台として再利用できないかを検討しております。現在、遊具点検業者や土木業者に見積りを依頼中でございます。以上です。

8 番 田 代 SLについては、当初ふるさと鉄道が整備されたときに、相当な人気で、京 浜地区とか関東から皆さん多くの客が訪れられまして、今でもそれなりの人気 があると思います。一方のローラー滑り台、これ、写真コンクールで桜の中を 小さい女の子が滑っている写真、それが何か特選に選ばれたような記憶もあり ます。そういったことで、公園として、ほかにはない特色を出しているのかな というふうに私は感じています。

そこで、自然館と子どもの館、取りあえず別にして、公園内の今、私がこの質問しているハーブ館、ガーデンのほうは今、迅速に対応ということなので、よろしいのかなと思いますが、SLの費用、もろもろのものを積み上げると、現在詳細は調査中ということなんですけど、私、億単位の額がかかるんではないかと思います。今現在で課長が持っている情報、大体これをやると幾らぐらいかかるのかと。この概算、修繕費についてお願いしたいと思います。

観光経済課長 これは答弁にもございましたとおり、ハーブ館は築27年経過しており、壁や 屋根などの大規模改修を行っておりません。このため、長寿命化などの大規模 改修が必要になりつつあります。具体的には、外壁の改修、屋上防水改修、内 装などが考えられますが、学校施設などの公共施設を参考にいたしますと、現 在見積り徴収や設計を行っておりませんが、多額の経費という言葉になります が、多額の経費になると考えられます。

8 番 田 代 この件については、今、産業厚生常任委員会でいろいろお諮りしているので、 詳細な回答についてはまだ時間が必要だと思うので、控えます。

ここでひとつ町長に一つ確認させていただきたいのが、やはり修繕の額が相当なものになってしまうと。産業厚生委員会としては、その額を示されて、公園施設整備計画を作ってほしいというふうな意見が出ております。町長として、この件に関するお考え、これについてお尋ねしたいと思います。

町 まず、整備をしなきゃいけないかどうかと、イエスかノーかで答えると、も 長 うしなきゃいけないと感じています。それはやっぱり指定管理事業者さんが大 変御苦労されているというふうなことを鑑みると、やはりそういった、お客さ んを呼べる施設について整備をすることによって、さらなる利活用によってお 客さんがたくさん来てくれて、当然そこに利用料というものを落としていただ くことになるだろうなというふうなことも考えております。ただ、その上で、 整備計画というものは、予算も含めて、あるべきものだと思いますし、その計 画があるから補助金を申請することによって補助金が落ちてくるということも ありますから、計画を立てることは、これはもう本当にやっていかなきゃいけ ない。ただ、その計画を立てたから、イコールじゃあその計画をいつから実行 しながら、いつ完了するかというのは、全体のやっぱり予算を見ながらではな いと、なかなか難しいところがあるので、やりたいのはやまやまだけども、や っぱり何せ先ほどちょっとお話ししたように、予算確保とか両にらみの中でや らなきゃいけないというふうに思っています。計画は必要、予算の確保も大事 というふうなことで御理解ください。以上です。

8 番 田 代 町のほうでは公共施設整備計画、これを示されて年度ごとに財源がこういう 内容でこういうことをやるというふうに議会にも2回ほど提示されております。 今回の問題は、その中に多分入ってないと思うんですよ。そういった中で、今、 町長からお話があった話の中でね、この公共施設整備計画の中に私としては位

置づけて、それで財源とセットで示していただきたいと。これについてはもう すぐあした、あさってではなくてね、しかるべき時期に我々議員のほうに提示 していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、2点目に入らせていただきます。ここでは、収支面で厳しい状況になる指定管理者についてということで、先ほどの回答では600万円ほど赤字があると。過去の流れなんですけれども、決算書でざっと拾わせてもらうと、平成20年から24年、かなり古い話なんですけども、そのときにサンエイサンクスという会社が5年間、委託料800万円で、ハーブ館とガーデンの管理をしていました。5年たって、もう赤字が多いので、とてもできないということで撤退されました。次に、この後を受けて、平成25年から29年まで西武造園が親会社で、その子会社の松田山ハーブガーデンパートナーズ、こちらがですね、これはあれだ、遠藤課長に聞かないと分からないので、委託料を600万ぐらいというのは決算書に出ているんですよ。年平均、ここの会社の赤字が幾らぐらいだったかと。最後に撤退されたときに、1,000万とか何かそういう記憶があるんですけれども、そのくらい余分に頂かないと経営できないと。それで町と調整した結果、なかなか難しいことで、撤退した記憶があります。

ここのハーブガーデンパートナーズ、5年間行ったんですけれども、年間委 託料600万入れているんですけども、それで赤字が出たと。その赤字分につい てはお幾らなのかね、その辺の詳細についてお願いします。

- 観光経済課長 平成25年度から平成29年度の松田山ハーブガーデンパートナーズについては、 指定管理料、それぞれ各年度600万円で、この5年間の平均の赤字は約マイナス870万円でございました。 (「1年平均。5年じゃなくて。」の声あり)あ、5年で。5年の平均。 (「1年当たり。」の声あり)1年当たり、はい。割る5でやりますと。
- 8 番 田 代 そうすると、今、年平均873万…ぐらいが1年1年の赤字だと。合計すると 900万で、4,500万ぐらい、5年間で赤字になっていると。町からは委託料が600 万入ってますから、毎年600万入れてるんでしょ。そうすると、約1,473万にな るはずなんだ。約…だから1,500万ぐらい委託料がないと、そのくらいの赤字に

なってしまうと。そういう考えでよろしいですよね。いいんでしょ、それで。 それだけ聞いてるんだよ。細かいことはいいの。もう一度繰り返しますと、町から委託料が600万補填してると。それがないと1,500万ぐらい赤字になると、 そういう解釈ですね。

あともう1点がですね、それから平成29年終わって、指定管理者が撤退して しまった。30年から去年の6月まで、これは嘱託の館長さんとか町の職員がそ の業務を引き継いで、直営でやられていると思います。ここでお尋ねしたいの が、このときの直営でやった人件費です。職員の人件費、また嘱託の館長さん の人件費、会計年度職員の人件費、そういったものが1年当たり幾らぐらいな のかと。5年累計じゃなくて、1年平均でいいです。はい、お願いします。

- 観光経済課長 その間の考え方ですが、1年当たり1,500万円でございます。職員の人件費は、 内訳としましては、考え方としましては、職員の人件費2名ということで、係 長、主事級の6割程度の給与を足し込むのと、館長、公園管理人、公園作業員 というのがいましたので、それを足し込むと1年当たり1,500万円の平均でご ざいました。
- 8 番 田 代 1,500万円ですね。今、その前に西武造園の子会社のハーブガーデンパートナーズがやっぱり1,500万近い赤字だったと。町が直営でやると、人件費が150万できて、一番私お伝えしたいことが、職員はほかの仕事も持っているんですよね。それ専属でずっとあそこに張りついているわけじゃないから、そうすると職員の事務も結構停滞するというか、支障が出てくると思うんですよ。そういった中でね、やはり直営ではなくて、指定管理者をうまく管理運営をしていただくと、指定管理者に管理運営をしていただくというのが私の考えです。

今回、TUDOIさんですか、今度はハーブガーデンとハーブ館以外に子どもの館と自然館を除いた全ての施設、駐車場の管理、広場の管理、公園…桜の遊歩道の管理、そういうのを全部行うというふうに私は理解しております。以前の指定管理者と違って、桜まつりの入園料が入る、それと駐車料金が入る。ですから、それを財源にして何とか指定管理委託料を頂かなくて運営していくということで、去年の7月から管理運営を行っていると私は理解しています。

それでよろしいですね。

そこでお伺いしたいのが、今回600万円赤字を出してしまったと。指定管理者の合同会社TUDOIですか、それが今の回答だと600万ほど赤字を出してしまった。ここの2番目の回答でね、少しすごく気になるのが、後段のほうですね。桜まつりの入園料を昨年までの300円から500円に変更し、来年度以降の施設整備や運営費に充て、施設全体の運営強化が図れるものと期待していますと。これについては町長、どうなんですか。私は運営費だけでいっぱいだと思うんですけど、施設整備にも指定管理者に出していただく。そういうふうにこれは読んでよろしいんでしょうかね。これは町長にお願いします。

町

長

まずちょっといきさつのい話があったので、ちょっといきさつの話としてち ょっとお話ししておかなきゃいけないのが、松田山ハーブガーデンパートナー ズさんが指定管理を継続して受けていただかなかった理由、当時は多分、田代 さんは多分役場の職員でいらっしゃったときだと思います。(「いや、もう議 員になってました。」の声あり)議員になってた。(「サンエイサンクスのと きはおりました。」の声あり)このときにですね、議会さんに、サンエイサン クスさんじゃなかった、ごめんなさい、西武造園さんからお話を頂いて、非常 に赤字できつい。しかしながら駐車場料金を500円から1,500円に上げていただ いて、イベントのときにでも1,500円がもらえるようになるならば、多少赤字 が改善できるので、そのままいてもいいというお話を頂いたので、議会にお諮 りしたんですね。しかし修正議決で、1,000円になっちゃったんです。それが 理由でいなくなりました。非常に残念だったです。それから我々直営に戻って、 指定管理をいろいろ探っていったんですけど、なかなかやってくれるところは いなかったというようなことの中で、この赤字だって、私はずっと町民の方々 に申し訳なくてずっと思っていたんですけども、運営しなきゃならなかったの で、運営させていただいていたという経緯があるというのを大前提でお話しし ておきます。

続いて、この施設整備については、これから来年度以降について、全体の収 支で、この600万の赤字をどこかで回収するようなことも当然あるんでしょう

けども、例え話をしますけども、同じように天候もよくて、いろんなことで集 客ができて8万人の人たちが来られたとした場合に、200円多めに取るという ことで、1,600万円プラスになることが想定できます。そのうち、毎年600万円 赤字だとするならば、その600万円引くと、やっぱり1,000万近いプラスが出て いて、今年の600万も引いたって400万おつりが来るでしょうというようなこと もあります。やはり指定管理業者さんも、先ほどちょっと3点目の中に引っか かってきますけど、ドッグランをやってみたいなとか、こうやってみたいなと いうふうなことをお考えなので、こういった町からの負担金を期待していると いうことは、私はもともと期待しては困りますという話をずっとしてあります ので、町からのお金というよりも、こういった格好で年中お客さんに来ていた だく方々の施設整備、安全管理も含めて、この桜まつりに来た人たちからのお 金になりますけれども、さらにまた桜まつりじゃなくても来てもらえるような 環境整備に投下してもらいたいという意味合いでの施設整備ということに充て てくれるだろうなと。それでも余裕があるんだったら、ポッポの整備にも充て てもらいたいですし、滑り台にも充ててもらいたい。町の財政事情も、よくよ る調整しながらということで、先ほど答弁をさせてもらったところでございま すので、何でもかんでもというわけにはいかないでしょうけれども、そういっ た新たな施設整備について投下する投資のお金に充ててもらいたいというふう に考えております。以上です。

8 番 田 代 先ほどの今の町長の回答で、前の指定管理者が撤退した事情、理解いたしま した。今質問した施設整備、これは私なりに、新たにドッグランとか業者もこ れでやって運営したいというものということで、理解させていただきます。そ ういうふうにしてください。後のことは、取りあえずは、なしです。

これは私の持論なんですけれども、地方公共団体が設置する公園、これはたくさんの木とか草花が植栽されてます。そして、遊具なども設置して、多くの方々が自由に利用できて、癒しの場、くつろぎの場、そういったものになっていると思います。そのようなことから、公園にかかる経費は多額になると。要するに収入がなくてそういった維持管理費にかかるということで、地方交付税

では人件費等の公園管理経費、これが補填されています。松田町への公園にかかる地方交付税の額が、令和5年度決算、一番新しいもので、決算書のこれ440ページに出ているんですけども、816万8,000円、国から交付税が充てられているということで、公園の位置づけというのは、もう国からも支援を受けていると、このように理解しております。

あと、一方で、基本、公園というのは入園料というのはあまり取っていると ころなくて、通年取っているところなくて、誰でも自由にというふうな位置づ けだと思います。一方で公園内で行われるイベントに相当の経費がかかる場合 は、受益者負担の原則に基づいて来園者に負担していただくケースが何か所か あります。いろいろな地方自治体であります。松田町の場合でも、桜まつりの 入園料、これについては先ほどの町長の回答では、昨年度の入園料300万を800 万円かな、これ。町長の回答だと、2番目の回答の後段のほうですね、3番目 に入る内容ですね。今年度については、桜まつりの入園料を昨年までの300円 から500円に変更し、来年度以降の施設整備や運営費に充て、施設全体の運営 強化を図るものと期待していますということで、これについては指定管理者、 今回の指定管理者、いろいろアイデア持っていられて、かなりチャレンジされ ていると思います。その中で、3番目にいろいろ活性化策でも、指定管理者か ら提案のあったものも入っていると思います。ここでです、しかしながら、私、 ここですごい議論したいのが、施設整備。これについては最小限、指定管理者 に負担はかけてはいけないのかなと感じます。これは確認したわけではないん ですけれども、今回の600万の赤字の中に、役員の方、何名かいられると思う んですけど、その方の報酬も入ってないというふうに伺っています。これはあ くまでも話です。確認はしてません。そういう状況だと、すぐ黒字になればい いんですけれど、なかなかこれを黒字にするというのは、即効性はまだ低いと 思います。

そういう中で、元に戻りますけど、施設整備、これについてはやはり町が大家として、事業主体として施設整備は町で行っていくと、そのように考えますが、町長、もう一度この件に対して回答をお願いいたします。

取 表っしゃることもごもっともな話なので、理解はできますけども、やはり指定管理者制度というものについて考えた場合に、町が運営をするためには、やっぱりそういった設置も含めてですけどもね、やっていくに当たっては、やっぱり指定管理者さんは今度はもうけてもいいわけですから、その場所を使って。その分について、いろんな企画をしてやっていただけるのであれば、それはそれで私としては、私の考え方からすれば、新たな企画をしてくれる分については、その辺の自分の出資をしてもらって収支をやっていただきたいと。ただ、もともと松田町が持っているところを指定管理でお願いしているところについては、このような格好で老朽化している部分もあったりとかするのであれば、その大家としての責任として、国とかの補助金をもらいながら、町は補填するのもしかりだというふうなお考えは十分に分かりますが、その辺も含めて、民間の方々とよく調整をしながら、可能な限りですね、持続可能な公園運営をしてもらいたいというふうに考えております。以上です。

8 番 田 代 ある程度、営業ベースで季節によってお金を取れる場所、それと町民の憩い の場としてくつろぐ場所、または両方がそういうふうな形でくつろげるという 内容もあると思うんですけど、確実に言えることは、桜が植わっているところ の遊歩道、あそこあたりは手間はかかる、相当草刈りだ、年間手入れかかると 思います。ハーブガーデンでも同様です。2か所とも、桜まつりでは入園料を 取れるんだけど、それ以外は一切取れないと。そういう状況もありますのでね、公園部分は、公園部分のそういった草刈り、除草、剪定、そういったものにつ いては、やはり収支ベースから外して、皆様のくつろぎの場で過ごす場所ということで、何らかの補填をしていただきたいなと感じます。

先ほど2番目の質問でお話ししたとおり、もしTUDOIが、今回の指定管理者が最後まで黒字出せなかったと。民間だから、やはり黒字を出すのが目的なんだけど、5年間で黒字を出せなかったといった場合に、また撤退する可能性もないとは言えないと思います。そうなったときに、やはり町がすごいダメージを受けます。前回のサンエイサンクスさんと西武造園の子会社さんについては、収入がなかったですよね。町の委託料しか。それが入園料、桜まつりの

入園料とか、あとは駐車料金が入ってくるので、若干違うと思いますが、先ほど入込客でもお尋ねしたように、来るときは確かに来て、それなりのお金が入っています。それを過ぎると非常にお金が入ってなくて、3番目の私の質問に、こういった3点ほど、こういったのをやりたいということで、すぐにはね、やっぱり営業ベースとして厳しいと思うんですよ。だから、そういったことで指定管理者と調整しながら、あくまでも対等の立場でもいいんですけれども、やはり4年後に指定管理者が撤退しないようにしていただくために、町長としては、先ほどは正論だったんですけどね、今回は今度撤退したら大変なことになりますよね。その辺についての町長のお考えをお願いいたします。

町 長 おっしゃるとおり、撤退したら大変なことになると思います。もう多分、それぞれのね、いろんなことが多分その時代の流れで起きているので、そうならないためにも、いろんな整備計画を立てて、それに対して当然民間の会社さんの発想ですから、これからやっぱりあれだけいい場所を活用して、たくさんのお客さんに来ていただいて、それもただ単純に来てもらうということじゃなくて、事業性があるような事業をやって、この600万円をそのまま赤字として放

ういった500円に上げていただいた中での状況については期待をしたいという ふうに考えていますが、それでもなかなか難しい場合は、おっしゃられるとお りに町として、町が直営であれだけ大変な思いをしたというようなことと…大 変なことを思いするのは、民間の人たちも一緒なので、思いはするけれども、 負担金として指定管理料といいましょうかね、そういったもので、どっちみち

っておくような会社の人たちではありませんので、そういった点では今後のそ

出すんだったら民間の方々にお願いして出すというふうな考え方は持っていて ちょうどいいと思います。以上です。

8 番 田 代 前向きな回答ありがとうございます。私、職員の方が6年ぐらいずっとやられた中で、比較的商売に向いている方はそうでもないと思うんですけど、それ以外の方はちょっとね、厳しい場所かなって感じます。と同時に、本来の事務の仕事がおろそかになってしまう。そういった面では、餅は餅屋の専門家にお渡しして、うまい管理運営を行っていただきたいと思います。

最後に、時間なくなりましたので、簡単に質問します。 3 点目、桜まつりが終了後、4月から6月の来園者が少ないと。これを八重桜のジョイント栽培というふうにお話しされました。これについてはちょっと初耳で、何も分かりません。どういったことでしょうか。これが1点目。

あと、ドッグランエリアを設けるということで、これは前から聞いていたんですけども、この進捗状況、これについて2点質問いたします。よろしくお願いします。

観光経済課長

ジョイント八重桜につきましては、最初は園路に設置をすることで考えていました。それを県の農業改良普及所の御意見も聞きながら調整を進めてまいりました。最近になりまして、その園路の幅に対しまして、やはり八重桜、根っこがありますので、両側1メートルずつ設けなきゃいけないというのがありまして、園路は難しいということが分かりました。ですので、ハーブガーデンエリアの中にそういったジョイント八重桜を所々に設けて、そこにベンチを置いたりして和むというか、そういったエリアにしたいということで今考えて、指定管理者のほうが考えておりまして、町としても調整を進めておるところでございます。

ドッグランにつきましては、松田山のハーブガーデンエリアが農地でございますので、現在県に…県と調整をしておるところでございます。県の考え方としては、農地以外の利用は前提としては法律どおり転用が必要だという考えでございます。じゃあ何で今まで農地でそういったことを、ハーブガーデン以外のことも…(「いいよ、それは。」の声あり)はい。30年前は本来転用すべきであったと考えているということでございます。ですので、今改めて農地転用をするか、非農地証明をするか、県と協議を行っておるところでございます。

8 番 田 代

2点回答ありがとうございます。ハーブガーデンは農業公園として整備した。 あれを農地ということで、転用はしなくてもいい。そのように私は解釈しています。ただ、今度ドッグランをやるのには、それがいかがなものかということ だと思います。そのように理解しています。それはもう回答いらない。

ジョイント栽培、八重桜のジョイント栽培というのは、ハーブと八重桜のジ

ョイント栽培ね。そういう解釈でいい。違う。

観 光 経 済 課 長 ジョイント栽培というのは、八重桜はアーチ型にする、針金等で、そういう もので。

8 番 田 代 桜だから成長も早いと思うけれども、県の農業技術センターに相談して、こ の形ができるのはどのくらいかかるの。

観光経済課長 四、五年かかると言われています。

8 番 田 代 あと、最後に活性化ということで、まだ4分ありますので。この3点以外に 私が感じるのが、ハーブ館の屋上のレストランです。前の業者はあまり人件費 かけたくないということで、冷凍物をレンジでチンして出していた。悪循環で お客が来なくなった。今回はいろいろ試行錯誤で、ジビエ料理使ったりだとか、 イタリアンっぽいのを出したりとか、そういったことをされてるようです。こ この最後の結びのところにもありますけれども、足柄平野が見えて富士山が見 えて相模湾一望、本当に夜景もすばらしいんですよね。TUDOIのほうでも 何かレストランに力を入れてやっていくということなんですけども、この辺に ついての最近の情報はいかがでしょうか。課長、端的でいいよ。もう時間ない から。

観 光 経 済 課 長 TUDO I の指定管理者としましても、このままじゃいけないということで、 今鋭意国庫を探したり、調整を進めておるところでございます。

8 番 田 代 時間が近づいてきましたので、私の考えをまとめさせていただきます。今、 町長ね、遠藤課長が話されたように、ジョイント栽培、八重桜のジョイント栽培、これはすごい発想だなという形で、それも4月から6月までお客が来ない ときに、ある面ではすごい誘客になるのかなと感じます。ただし、話として四、 五年かかる。そうすると、さあこれからだというときに、指定管理者は5年の 期限が来ます。今、町長といろいろやり取りさせていただきましたので、お考えは分かる…理解しているつもりです。ということで、うまく指定管理者を育てながら、協力できることはしていただいて、町のため、また来園者のために なることを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長の一段の場合で受付番号第7号、田代実君の一般質問を終わりにします。

本日予定しました日程の全でが終了いたしましたので、本日の会議はこれに て散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御 参集くださるようお願いします。

本日は大変お疲れさまでした。

(16時00分)